

付属書4 ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等の例

1. 本付属書策定の目的

ソーシャルボンドガイドライン¹（以下「本ガイドライン」）では、(i)ソーシャルボンドの調達資金の充当先となる適格なソーシャルプロジェクトは、特定の社会的課題に対し、明確な社会的な効果を有するべきであり、(ii)発行体は、かかる社会的な効果を適切な指標を用いて開示すべきであるとされている（本ガイドライン第3章A. 1. ②及びA. 4. ⑦）。

本付属書は、発行体による社会的な効果の適切な開示の参考として、また、発行体を含む市場関係者による社会的な効果の理解や検討の一助となるよう、具体的なソーシャルプロジェクト例ごとに、インパクトに至る過程や、社会的な効果を示すために用いられる指標等を例示するものである²。なお、本付属書は、本ガイドライン付属書4として、本ガイドラインと一体として参照されるものである³。

2. 本付属書の構成・基本的な考え方

本付属書では、ソーシャルプロジェクト例ごとに、それぞれ以下の(1)から(3)の事項を例示している

(1) 想定される我が国の社会的課題

当該プロジェクトが対処しようとする社会的課題の内容を示している。

¹ 2021年10月金融庁策定（<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2.html>）。

² 本付属書では、本ガイドライン付属書2「ソーシャルプロジェクト（具体的な資金使途）の例」に例示した社会的課題を可能な限り採り上げて、その社会的課題ごとに、同付属書に掲げたソーシャルプロジェクト（具体的な資金使途）の例からそれぞれ1~2のソーシャルプロジェクト例を示すこととし、さらに、令和3年12月14日付で設置された「ソーシャルプロジェクトのインパクト指標等の検討に関する関係府省庁会議」（以下「関係府省庁会議」、会議メンバーはP4）における検討を踏まえてソーシャルプロジェクト例を追加した。当然のことながら、本付属書に例示されていないソーシャルプロジェクトやその対処する社会的課題が重要性の点で劣るものではない。

また、本付属書は、各プロジェクトの適格性や、プロジェクトにおいて必ずしも例示された社会的な効果等が生ずることを保証するものではなく、プロジェクトがもたらすことが期待される社会的な効果等の全てを網羅するものでもない。

³ 本付属書は、関係府省庁会議【及び●年●月●日に開催された「ソーシャルボンド検討会議」】における議論【並びに●年●月●日から●年●月●日まで行ったパブリックコメントの募集による意見】等を踏まえ金融庁において策定されたものである。なお、社会的な効果の評価や開示のあり方については、現在、国内外で様々な議論がなされている。本付属書は、こうした議論や、ICMA ソーシャルボンド原則をはじめとする関連文書等の改訂、その他、社会的課題の変化等に応じて、今後、例示の見直し・充実等を行っていく予定である。

(2) インパクトに至る過程及び指標等の例

上記(1)の社会的課題に対し、当該プロジェクトの社会的な効果がどのような過程によりインパクトに至ることが期待されるか、本ガイドライン第3章A. 4. ⑩の考え方⁴を踏まえ、「アウトプット」、「アウトカム」（その「対象となる人々」を含む。）及び「インパクト」の段階ごとに、各段階における社会的な効果を示すために用いられる指標やその算定方法とともに、指標の間の繋がりを表したロジックモデルの形式で示している⁵。

発行体は、社会的な効果をこのようなロジックモデルの形式で開示することまでは本ガイドラインにおいて求められていないが、実際のプロジェクトの検討に当たって、対処しようとする社会的課題に照らしてプロジェクトがもたらす社会的な効果やこれを示す指標が適切かを検証するため、また、開示に当たって、インパクトに至る過程等をわかりやすく説明するため、ロジックモデルの形式を用いることも有用と考えられる。

また、本(2)では、発行体のプロジェクトの評価及び選定の参考として、「社会的な目標」及び「環境・社会に対して付随的にネガティブな効果をもたらすおそれのある環境・社会的リスク」⁶も例示している。

(3) ソーシャルプロジェクトの概要

当該プロジェクトの概要を本ガイドラインの考え方に即して整理した。

⁴ 本ガイドラインでは、「ソーシャルボンドの社会的な効果の開示にあたっては、ソーシャルプロジェクトがどのような過程により社会的な効果を生み出すことが期待されるか、その過程を適切な指標により示すことが考えられる。具体的には、ソーシャルプロジェクトによって、直接的にもたらされる具体的な製品及びサービス等を『アウトプット』、アウトプットの結果として『対象となる人々』等にもたらされる便益や変化（成果）を『アウトカム』、アウトカムの実現によって目指す最終的な社会的な効果（目標）を『インパクト』として、ソーシャルプロジェクトがインパクトに至る過程を段階的に示すことが考えられる」とされている。

⁵ 本付属書に例示された指標及びロジックモデルは、国内外のソーシャルボンド及びサステナビリティボンドの発行事例等、並びに、関係府省庁会議における検討を踏まえて、あくまで例として作成したものである。作成にあたっては、国際的なインパクト投資イニシアティブである GIIN（グローバルインパクト投資ネットワーク）のインパクト投資の指標カタログ IRIS+ を利用したソーシャルプロジェクト投資や、社会的インパクトマネジメントに関する国際的なイニシアティブである IMP を利用したプロジェクトレポートの事例等も参照した。

⁶ 発行体は、環境・社会的リスクを常に開示することまでは本ガイドラインにおいて求められていないが、本ガイドライン第3章A. 2. ⑪を踏まえ、プロジェクトの評価・選定において、プロジェクトごとの環境・社会的リスクの特定・管理が重要であることから、本付属書で取り上げるソーシャルプロジェクト例についてかかるリスクの例を記載することとした。本付属書に例示された環境・社会的リスクは、国内外のソーシャルボンド及びサステナビリティボンドの発行事例等を踏まえて、あくまで例として記載したものである。本付属書のソーシャルプロジェクト例において環境・社会的リスクが例示されていない場合であっても、当然のことながら、類似のプロジェクトを実際に行う場合に環境・社会的リスクがないことを意味せず、リスクを例示しているプロジェクトの例に比べてかかるリスクが低いことを示すものではない。発行体は、個々のソーシャルプロジェクトの状況等を踏まえ、かかるリスクを特定し、管理する方法の検討等を行うこととなる。

なお、本付属書には、成果連動型民間委託契約方式（PFS）の一類型であるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）と成果指標の例（再犯防止の推進）も参考として掲載した。PFS/SIB は、国又は地方公共団体等が民間事業者に事業を委託等する手法であり、ソーシャルボンドとは異なるが、解決を目指す行政課題に対応した成果指標が設定されることから、ソーシャルプロジェクトの社会的な効果を示す指標等の検討において参考になるものとする。

**ソーシャルプロジェクトのインパクト指標等の検討に関する
関係府省庁会議メンバー**

- ・ 内閣府 大臣官房 企画調整課長
- ・ 消費者庁 消費者政策課長
- ・ 総務省 大臣官房 企画課長
- ・ 法務省 大臣官房 官房参事官（総括担当）
- ・ 外務省 国際協力局 地球規模課題総括課長
- ・ 財務省 大臣官房 総合政策課長
- ・ 文部科学省 大臣官房 政策課長
- ・ 厚生労働省 政策統括官（総合政策担当）付 政策統括室参事官
- ・ 農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業政策課長
- ・ 経済産業省 経済産業政策局 産業資金課長
- ・ 国土交通省 総合政策局 政策課長
- ・ 環境省 大臣官房 環境経済課長

【幹事】

- ・ 金融庁 企画市場局 審議官
- ・ 内閣官房 内閣審議官（内閣官房副長官補付）

【幹事代理】

- ・ 金融庁 企画市場局 市場課長
- ・ 内閣官房 内閣参事官（内閣官房副長官補付）

ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等の例

具体的なソーシャルプロジェクト 17 例について、その社会的な効果がどのような過程によりインパクトに至ることが期待されるか、アウトプット、アウトカム（その「対象となる人々」を含む。）及びインパクトの段階ごとに、各段階の社会的な効果を示すための指標等の例を次頁以降に示した。あくまで例示であり、これらに限られるものではない。

本付属書に示した例を参照し、実際のプロジェクトにおいて社会的な効果に係る指標等を検討するに当たっては、本ガイドライン第3章A. 4. ⑦～⑩等に加え、以下の点に留意することが考えられる。

【指標等の設定に係る留意事項】

- ・ 類似のソーシャルプロジェクトであっても、社会的な効果を示す適切な方法（社会的な効果に係る指標の設定方法を含む）は、その社会的な目標やプロジェクトが置かれている状況等により異なることから、当該実際のプロジェクトごとに適切な方法を検討する。
- ・ 社会的な効果に係る指標は、発行体において測定・評価可能なものであり、かつ、当該実際のプロジェクトの結果として期待される明確な社会的な効果をとらえるものとする。

【指標の算定方法や前提条件に係る留意事項】

- ・ 比較可能性や透明性を高める観点から、指標の算定方法や前提条件を記載するにあたっては、以下のような点にも留意することが考えられる。
 - ✓ 指標がベースラインと比較した増加や減少といった相対値を表すものか^(※)、または、ベースラインを考慮しない絶対値を表すものか
 - ✓ ベースラインとの比較を示す場合は、ベースラインとする数値の根拠等の説明

(※)社会的な効果は、増加や減少といった変化で示されることが多いが、社会の状況や社会的な効果の性質によっては、一定の状態を維持すること等もポジティブな社会的な効果と評価できる場合がある。例えば、本付属書例⑩「地域の就労支援・雇用創出支援、地域の中小企業の成長促進・支援のための投融資」における、自然災害や感染症の影響を受けた中小企業との関係では、売上高や従業員数の増加だけでなく、「発生以前の売上高や従業員数（ベースライン）と比較して同水準に維持すること」等も、ポジティブな社会的な効果と評価し得る。発行体は、指標の算定方法と併せて、背景となるこのような考え方を併せて示すことも考えられる。

なお、プロジェクトにより適切なベースラインの置き方、及び、これを踏まえた指標の評価の方法が異なることを踏まえ、本付属書の例では、指標について一律に「●●数の増加」、「●●数の減少」といった記載はせずに、「●●数」など指標のみを記載した。

ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等の例

内容一覧

	社会的課題	ソーシャルプロジェクト(注)
例①	ダイバーシティの推進・女性の活躍推進	教育/職業訓練プログラム、キャリアアップのためのプログラム、能力開発プログラム、事業支援プログラムの提供
例②	ダイバーシティの推進、あらゆる人々の教育機会の確保	教育/職業訓練プログラム、キャリアアップのためのプログラム、能力開発プログラム、事業支援プログラムの提供
例③	子育てと仕事を両立しやすい社会の実現、ダイバーシティの推進・女性の活躍推進	保育/子育て支援サービス/施設の提供
例④	働き方改革とディセントワークの実現、女性の活躍推進、高齢社会への対応	高齢者福祉・介護サービスの提供、高齢者福祉施設(介護施設、医療施設、住宅施設、文化施設を含む)の提供、介護支援サービス/施設の提供
例⑤	バリアフリーの推進	バリアフリー/ジェンダーフリー施設・設備の整備、ユニバーサル対応の推進
例⑥	子どもの貧困対策推進・あらゆる人々の教育機会の確保	経済的に困窮する子どものための教育・福祉に係るプロジェクトの実施
例⑦	責任ある企業行動の促進	人権と企業責任(安全、賄賂・腐敗防止、公正な労働慣行、子どもの権利等)に関する研修プログラムの提供
例⑧	健康・長寿の達成(高齢社会への対応含む)	健康・医療分野でのICT活用(遠隔医療システムの導入等)に係るプロジェクトや投融資
例⑨	ダイバーシティの推進、バリアフリーの推進、健康・長寿の達成(高齢社会への対応含む)	健康増進や病気予防を目的としたプログラムの提供
例⑩	企業による新型コロナウイルス感染症対策(経済的影響への対応含む)	企業・施設・店舗等の感染症対策(検温機器導入、感染防止のための備品の取得等)、感染症拡大による経済的影響を受けた中小企業等への支援
例⑪	地方創生・地域活性化	地域の就労支援・雇用創出支援、地域の中小企業の成長促進・支援のための投融資
例⑫	地方創生・地域活性化	地域の生活インフラ・サービスの向上(地理的条件不利地域におけるICT環境の整備等)
例⑬	持続可能で強靱な国土(防災・減災対策、インフラ老朽化対策)	防災・減災対策を施した施設の建築、災害時における避難場所・物資の提供、持続可能なまちづくりの推進事業
例⑭	住宅確保要配慮者向けの住居支援	住宅確保要配慮者向けの手ごろで一定の質が確保された住宅の建築・改築・改修
例⑮	食品廃棄物・食品ロスの削減とリサイクル/国際協力(発展途上国の食料安全保障と栄養改善の達成)	食料の生産から流通までの過程(サプライチェーン)での食品ロス・廃棄問題への取組に係るプロジェクト
例⑯	持続可能な生産・消費の促進	持続可能な生産や農業慣行に関する指導/アドバイスや支援プログラムの提供
例⑰	ダイバーシティの推進、バリアフリーの推進、健康・長寿の達成	障がい者を対象にしたスポーツ・レジャー機会の提供、バリアフリー/ジェンダーフリー施設・設備の整備、ユニバーサル対応の推進、健康増進や病気予防を目的としたプログラムの提供

(注)各例のソーシャルプロジェクト名は、一部を除き、ソーシャルボンドガイドライン付属書2「ソーシャルプロジェクト(具体的な資金使途)の例」に例示したソーシャルプロジェクト(具体的な資金使途)に紐づける形で記載しており、本付属書の「インパクトに至る過程及び指標等」に記載のプロジェクト内容は必ずしもこれらに限定されない。

想定される我が国の社会的課題：ダイバーシティの推進・女性の活躍推進

教育/職業訓練プログラム、キャリアアップのためのプログラム、能力開発プログラム、事業支援プログラムの提供

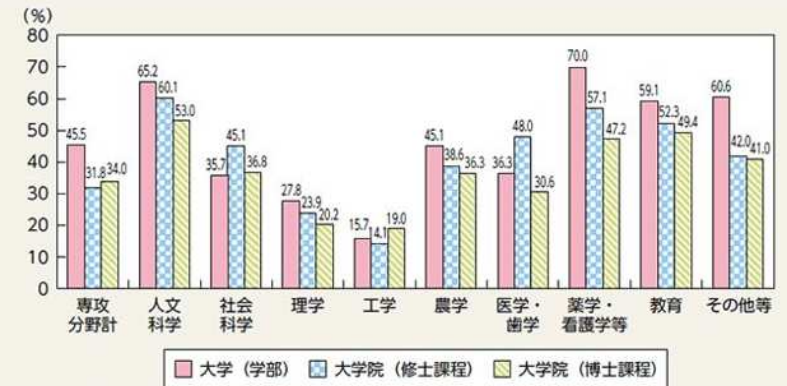
■ 想定される我が国の社会的課題の状況

● 男女の教育(特に高等教育)をめぐる状況

- 内閣府「男女共同参画白書 令和3年版」[1]によると、令和2(2020)年度の大学(学部)への進学率は、女子50.9%、男子57.7%と男子の方が6.8%ポイント高い。ただし、女子の短期大学(本科)への進学(7.6%)を合わせると、女子の大学等進学率は58.6%となる。また、大学(学部)卒業後、直ちに大学院へ進学する者の割合は、令和2(2020)年度では女子5.6%、男子14.2%となっている。
- 同白書[1]によると、令和2(2020)年度における大学(学部)、大学院(修士課程)及び大学院(博士課程)における女子学生の割合を専攻分野別に見ると、人文科学の全課程や薬学・看護学等及び教育の大学(学部)及び大学院(修士課程)では女子学生の割合が高い一方、理学及び工学分野等では全課程で女子学生の割合が低く、専攻分野によって男女の偏りが見られる(右上図参照)。
- 「第5次男女共同参画基本計画」[2]では、多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実に向けた具体的な取組として「女性が高等教育を受けることや理工系分野等女性の参画が進んでいない分野における仕事内容や働き方への理解を促進する」としている。

大学(学部)、大学院(修士課程)、大学院(博士課程)における女子学生の割合(専攻分野別)[1]

I-5-3 図 大学(学部)及び大学院(修士課程)学生に占める女子学生の割合(専攻分野別、令和2(2020)年度)



(備考) 1. 文部科学省「学校基本統計」(令和2年度)より作成。

2. その他等は、大学(学部)及び大学院(修士課程)は、「商船」、「家政」、「芸術」及び「その他」の合計。大学院(博士課程)は、商船の学生がいないため、「家政」、「芸術」及び「その他」の合計。

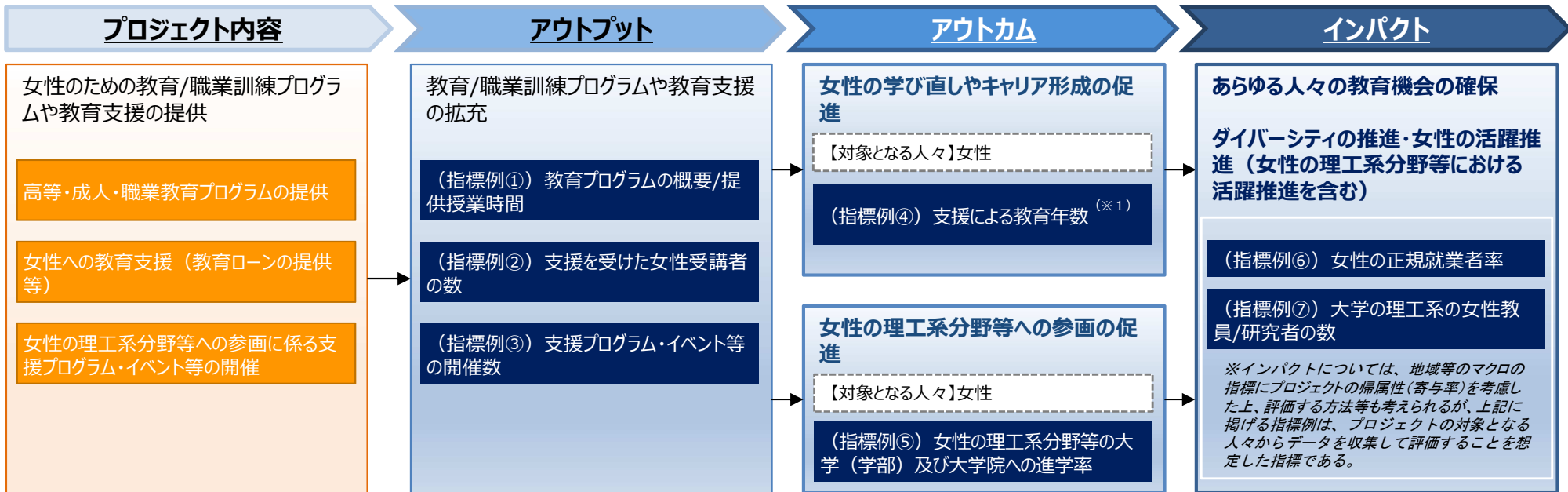
3. 大学(学部)の「薬学・看護学等」の数値は、「薬学」、「看護学」、「その他」の合計。大学院(修士課程、博士課程)の「薬学・看護学等」の数値は、「薬学」、「その他」の合計。

- (出所) [1] 内閣府「男女共同参画白書 令和3年版」
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r03/zentai/index.html
 [2] 「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)
https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/index.html

インパクトに至る過程及び指標等の例

教育/職業訓練プログラム、キャリアアップのためのプログラム、能力開発プログラム、事業支援プログラムの提供

社会的課題	ダイバーシティの推進・女性の活躍推進
社会的な目標	女性のための教育/職業訓練プログラムや教育支援の提供により、ダイバーシティの推進・女性の活躍推進に貢献する。



アウトプット・アウトカム・インパクトの算定方法（例）
 ※1 支援を受けることによって伸びた教育年数（支援がなかった場合の仮定との比較による差分）

ソーシャルプロジェクトの概要

教育/職業訓練プログラム、キャリアアップのためのプログラム、能力開発プログラム、事業支援プログラムの提供

ソーシャル プロジェクト	社会的な目標 ^(注1)		女性のための教育/職業訓練プログラムや教育支援の提供により、ダイバーシティの推進・女性の活躍推進に貢献する。
	具体的なソーシャルプロジェクトの概要		<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性のための教育/職業訓練プログラムや教育支援の提供 <ul style="list-style-type: none"> ● 高等・成人・職業教育プログラムの提供 ● 女性への教育支援(教育ローンの提供等) ● 女性の理工系分野等への参画に係る支援プログラム・イベント等の開催
	ソーシャル ボンド・ガイ ドラインとの 関係 ^(注2)	事業区分(ICMA 原則)	2. 必要不可欠なサービスへのアクセス
		事業区分の細目 ^(注3)	● 教育及び職業訓練
		ソーシャルプロジェクト (具体的な資金使途)の例 ^(注3)	○ 教育/職業訓練プログラム、キャリアアップのためのプログラム、能力開発プログラム、事業支援プログラムの提供
対象となる人々 ^(注3)		● 女性	

(注1) 社会的な目標とは、発行体が当該ソーシャルボンドを通じて実現しようとする社会面でのメリットであり、ソーシャルプロジェクトが目指す最終的な社会的な効果

(注2) ソーシャルボンドガイドラインの付属書1では、ソーシャルプロジェクトの「事業区分」及び各「事業区分」に対応する事業の細目の例、付属書2ではソーシャルボンドの具体的な資金使途の例を示している(あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。)

(注3) ●ICMAソーシャルボンド原則の例示 ○ソーシャルボンドガイドラインの追加例示等

想定される我が国の社会的課題：ダイバーシティの推進、あらゆる人々の教育機会の確保

教育/職業訓練プログラム、キャリアアップのためのプログラム、能力開発プログラム、事業支援プログラムの提供

■ 想定される我が国の社会的課題の状況

● 外国人児童生徒の教育をめぐる状況

- 近年、日本の学校における外国人の子どもが多く在籍しており、今後増加する可能性[1]。
- 外国人の子どもに就学義務はなく、文部科学省の調査によると就学していない可能性のある子どもは約1万人いるとされている(右下表参照)[2]。
- また、日本語指導が必要な高校生等の進学・就職状況を見ると、就職者のうち非正規就業者が占める割合が39%で全高校生等の平均の3.3%を大きく上回っている[3]。

不就学の可能性があると考えられる外国人の子ども(2021年)[2]

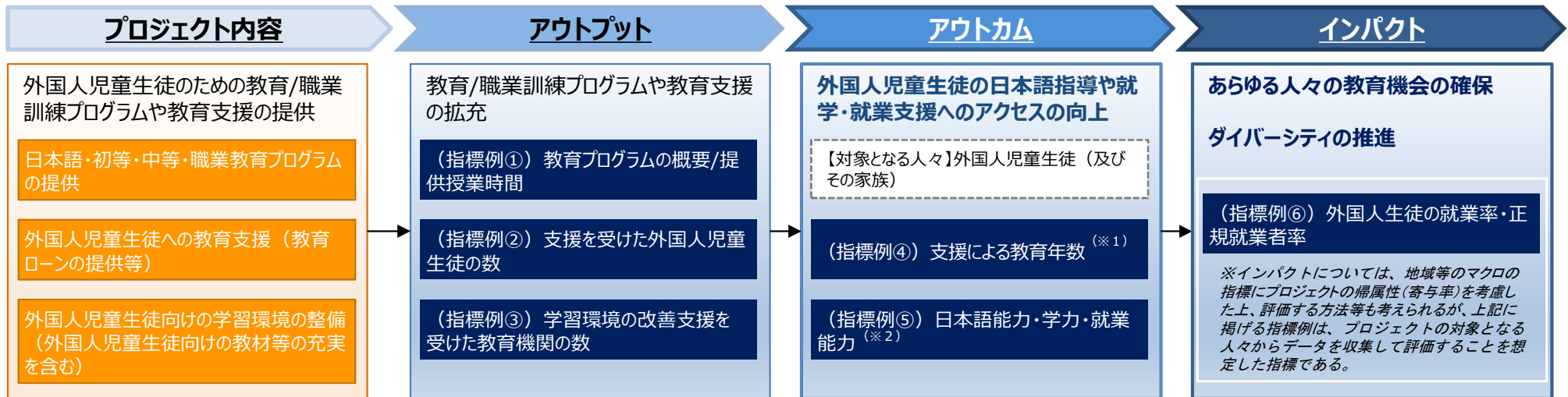
不就学	就学状況確認できず	住民基本台帳上の人数と教育委員会が調査した者との差
649人	8,597人	800人

(出所) [1] 文部科学省「外国人児童生徒等教育の現状と課題」
(https://www.mext.go.jp/content/20210526-mxt_kyokoku-000015284_03.pdf)
[2] 文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査(令和3年度)」の結果について(令和4年3月)(https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421568_00002.htm)
[3] 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和3年度)」の結果(速報)について」
(https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421569_00003.htm)

インパクトに至る過程及び指標等の例

教育/職業訓練プログラム、キャリアアップのためのプログラム、能力開発プログラム、事業支援プログラムの提供

社会的課題	ダイバーシティの推進、あらゆる人々の教育機会の確保
社会的な目標	外国人児童生徒のための教育/職業訓練プログラムや教育支援の提供により、あらゆる人々の教育機会を確保し、ダイバーシティの推進に貢献する。



アウトプット・アウトカム・インパクトの算定方法（例）

- ※1 支援を受けることによって伸びた教育年数（支援がなかった場合の仮定との比較による差分）
- ※2 テストにおける外国人児童生徒のスコア（点数）※、外国人児童生徒・家族へのアンケート
（※）目的や個々の集団に応じて平均値/中央値等を用いることが考えられる。

ソーシャルプロジェクトの概要

教育/職業訓練プログラム、キャリアアップのためのプログラム、能力開発プログラム、事業支援プログラムの提供

ソーシャル プロジェクト	社会的な目標 ^(注1)		外国人児童生徒のための教育/職業訓練プログラムや教育支援の提供により、あらゆる人々の教育機会を確保し、ダイバーシティの推進に貢献する。
	具体的なソーシャルプロジェクトの概要		<ul style="list-style-type: none"> ■ 外国人児童生徒のための教育/職業訓練プログラムや教育支援の提供 <ul style="list-style-type: none"> ● 日本語・初等・中等・職業教育プログラムの提供 ● 外国人児童生徒への教育支援(教育ローンの提供等) ● 外国人児童生徒向けの学習環境の整備(外国人児童生徒向けの教材等の充実を含む)
	ソーシャル ボンド・ガイ ドラインとの 関係 ^(注2)	事業区分(ICMA 原則)	2.必要不可欠なサービスへのアクセス
		事業区分の細目 ^(注3)	●教育及び職業訓練
		ソーシャルプロジェクト (具体的な資金使途)の例 ^(注3)	○教育/職業訓練プログラム、キャリアアップのためのプログラム、能力開発プログラム、事業支援プログラムの提供
対象となる人々 ^(注3)		○外国人児童生徒(及びその家族)	

(注1) 社会的な目標とは、発行体が当該ソーシャルボンドを通じて実現しようとする社会面でのメリットであり、ソーシャルプロジェクトが目指す最終的な社会的な効果

(注2) ソーシャルボンドガイドラインの付属書1では、ソーシャルプロジェクトの「事業区分」及び各「事業区分」に対応する事業の細目の例、付属書2ではソーシャルボンドの具体的な資金使途の例を示している(あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。)

(注3) ●ICMAソーシャルボンド原則の例示 ○ソーシャルボンドガイドラインの追加例示等

想定される我が国の社会的課題：子育てと仕事を両立しやすい社会の実現、ダイバーシティの推進・女性の活躍推進

保育/子育て支援サービス/施設の提供

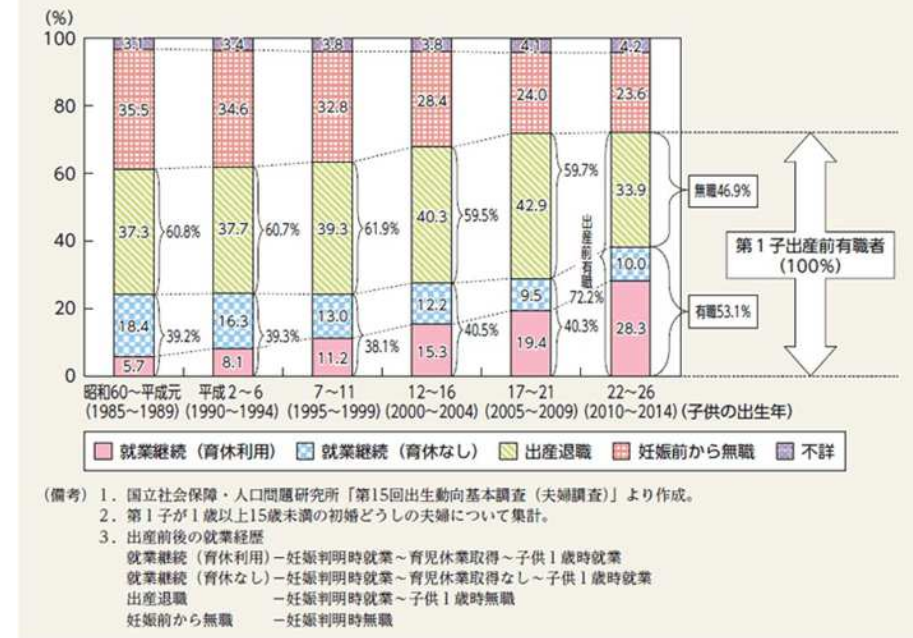
■ 想定される我が国の社会的課題の状況

- 第1子出産前後に女性が就業を継続する割合は上昇しているものの、依然5割弱の女性が退職している(右表参照)。
- 男女共同参画白書[1]によると、第1子の妊娠・出産を機に仕事を辞めた理由としては、「子育てをしながら仕事を続けるのは大変だったから」が最も高く、過半数の者が理由に挙げている。
- このことの背景には、子どもがいる女性は同条件の男性より「家事時間」や「育児時間」が長く、仕事をしている場合には「仕事等時間」と「家事時間」「育児時間」の合計時間も長くなっていることがあると考えられる[1]。
- 子育てと仕事を両立しやすい社会の実現や、ダイバーシティの推進・女性の活躍推進のためには、「家事・育児・介護」の負担が女性に偏り、就業継続や仕事との両立の難しさにつながっている状況の改善が必要である。
- さらに、子育てと仕事を両立しやすい社会の実現に向けて、職住育近接のまちづくりや職住育近接に資するサテライトオフィス、コワーキングスペース等の整備等の取組も進められている[2][3]。

- (出所) [1] 内閣府「男女共同参画白書 令和2年版」(https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r02/zentai/index.html) 特集を参照。
 なお、同白書では男性のワーク・ライフ・バランスについても分析しており、「男性に期待されている「仕事」の在り方や男性自身の「仕事」への向き合い方の変革と併せて男性の「家事・育児・介護」への参画を進めていくことが必要」と指摘している。
 [2] 内閣府「令和3年版 少子化社会対策白書」(https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2021/r03webhonpen/html/b2_s1-3-2.html)
 [3] 国土交通省「国土交通白書 2021」(<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r02/hakusho/r03/html/n2511000.html>)

子供の出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴[1]

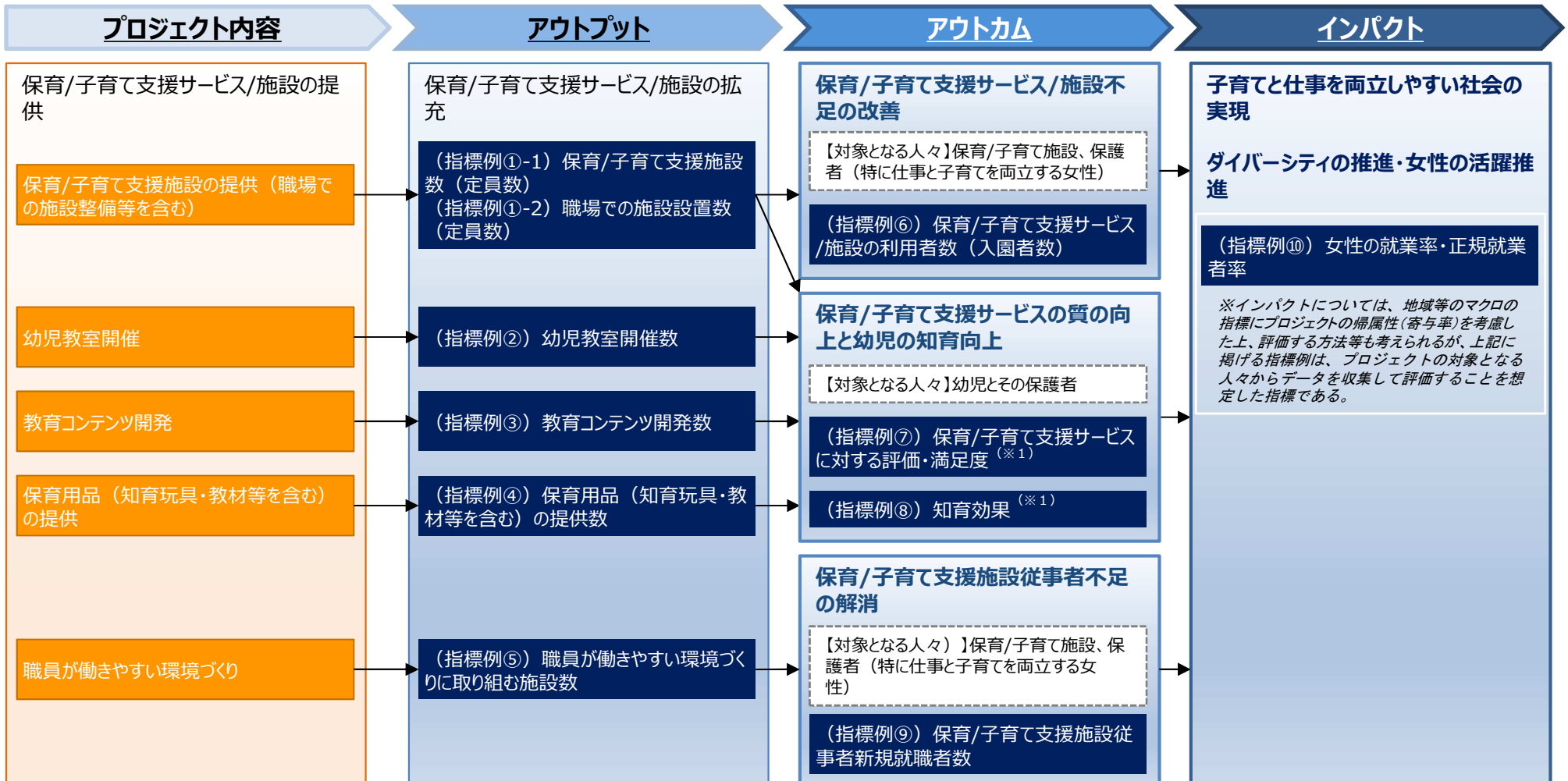
I-特-7図 子供の出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴



インパクトに至る過程及び指標等の例

保育/子育て支援サービス/施設の提供

社会的課題	子育てと仕事を両立しやすい社会の実現、ダイバーシティの推進・女性の活躍推進
社会的な目標	保育/子育て支援サービス/施設の提供、各種教育サービスの提供、職員が働きやすい労働環境づくりにより、子育てと仕事を両立しやすい社会の実現やダイバーシティの推進・女性の活躍推進に貢献する。



アウトプット・アウトカム・インパクトの算定方法（例）
 ※1 保育/子育て支援サービスに対する評価・満足度の把握や、プログラム参加や保育用品を利用した幼児の発育への影響の把握を目的とした保護者へのアンケート

ソーシャルプロジェクトの概要

保育/子育て支援サービス/施設の提供

ソーシャル プロジェクト	社会的な目標 ^(注1)		保育/子育て支援サービス/施設の提供、各種教育サービスの提供、職員が働きやすい労働環境づくりにより、子育てと仕事を両立しやすい社会の実現やダイバーシティの推進・女性の活躍推進に貢献する。
	具体的なソーシャルプロジェクトの概要		<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育/子育て支援サービス/施設の提供 <ul style="list-style-type: none"> ● 保育/子育て支援施設の提供(職場での施設整備等を含む) ● 幼児教室開催 ● 教育コンテンツ開発 ● 保育用品(知育玩具・教材等を含む)の提供 ● 職員が働きやすい環境づくり
	ソーシャル ボンド・ガイ ドラインとの 関係 ^(注2)	事業区分(ICMA 原則)	2.必要不可欠なサービスへのアクセス 6.社会経済的向上とエンパワーメント
		事業区分の細目 ^(注3)	<input type="radio"/> 子育て支援 <input checked="" type="radio"/> 教育 <input type="radio"/> 女性活躍推進 <input type="radio"/> 働き方改革
		ソーシャルプロジェクト (具体的な資金使途)の例 ^(注3)	<input type="radio"/> 保育/子育て支援サービス/施設の提供
対象となる人々 ^(注3)		<input checked="" type="radio"/> 女性(<input type="radio"/> 特に仕事と子育て等を両立する女性等) <input type="radio"/> 仕事と子育て等を両立する人々	

(注1)社会的な目標とは、発行体が当該ソーシャルボンドを通じて実現しようとする社会面でのメリットであり、ソーシャルプロジェクトが目指す最終的な社会的な効果

(注2)ソーシャルボンドガイドラインの付属書1では、ソーシャルプロジェクトの「事業区分」及び各「事業区分」に対応する事業の細目の例、付属書2ではソーシャルボンドの具体的な資金使途の例を示している(あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。)

(注3)●ICMAソーシャルボンド原則の例示 ○ソーシャルボンドガイドラインの追加例示等

想定される我が国の社会的課題：働き方改革とディーセントワークの実現、女性の活躍推進、高齢社会への対応

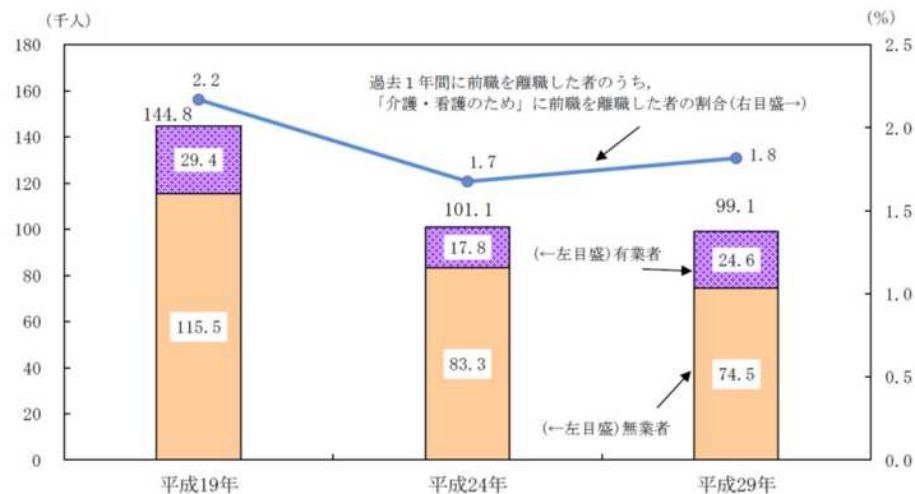
高齢者福祉・介護サービスの提供、高齢者福祉施設（介護施設、医療施設、住宅施設、文化施設を含む）の提供、介護支援サービス/施設の提供

■ 想定される我が国の社会的課題の状況

- 少子高齢化が急速に進む中、単身高齢者も増加している。一方で、介護施設の需要に対する供給不足が続いている[1]。
- 厚生労働省によれば、要介護3以上で特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）に入所を申し込んでいるが入所していない者の数は、2019年4月1日時点で29.2万人に上る[1]。また、要介護1又は2で居宅での生活が困難な特例入所の対象者の数は3.4万人となっている[1]。
- 高齢者家族などが介護・看護を理由に離職等せざるを得ない状況も見られる。厚生労働省の雇用動向調査によれば、2019年に「介護・看護」を理由に離職した人の数は約10.0万人に上り、うち男性は約2万人、女性は約8万人と、女性の割合が高い[2]。

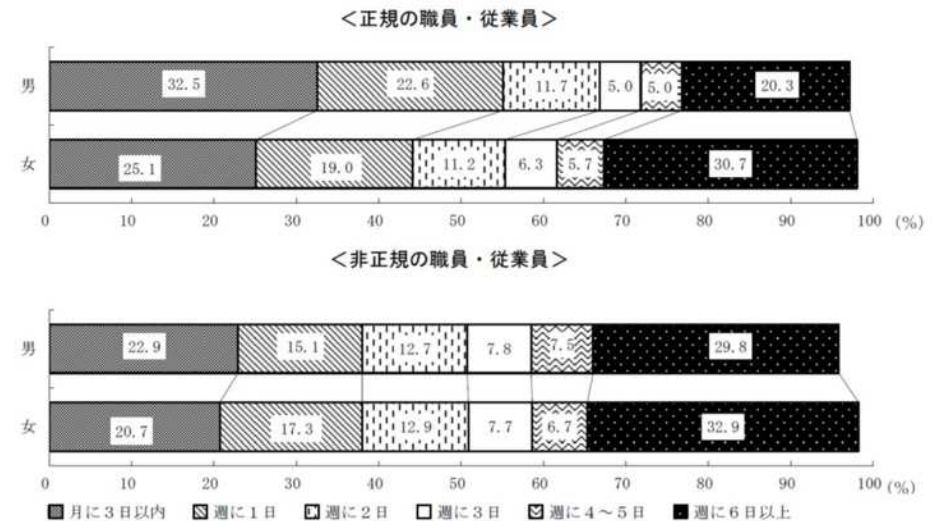
介護離職者数及び割合の推移[3]

図 I - 5 就業状態別介護・看護のために過去1年間に前職を離職した者及び割合
—平成19年、24年、29年



正規・非正規職員・従業員（男女別）の介護日数[3]

図 I - 6 男女、雇用形態、介護日数別介護をしている雇用者の割合—平成29年

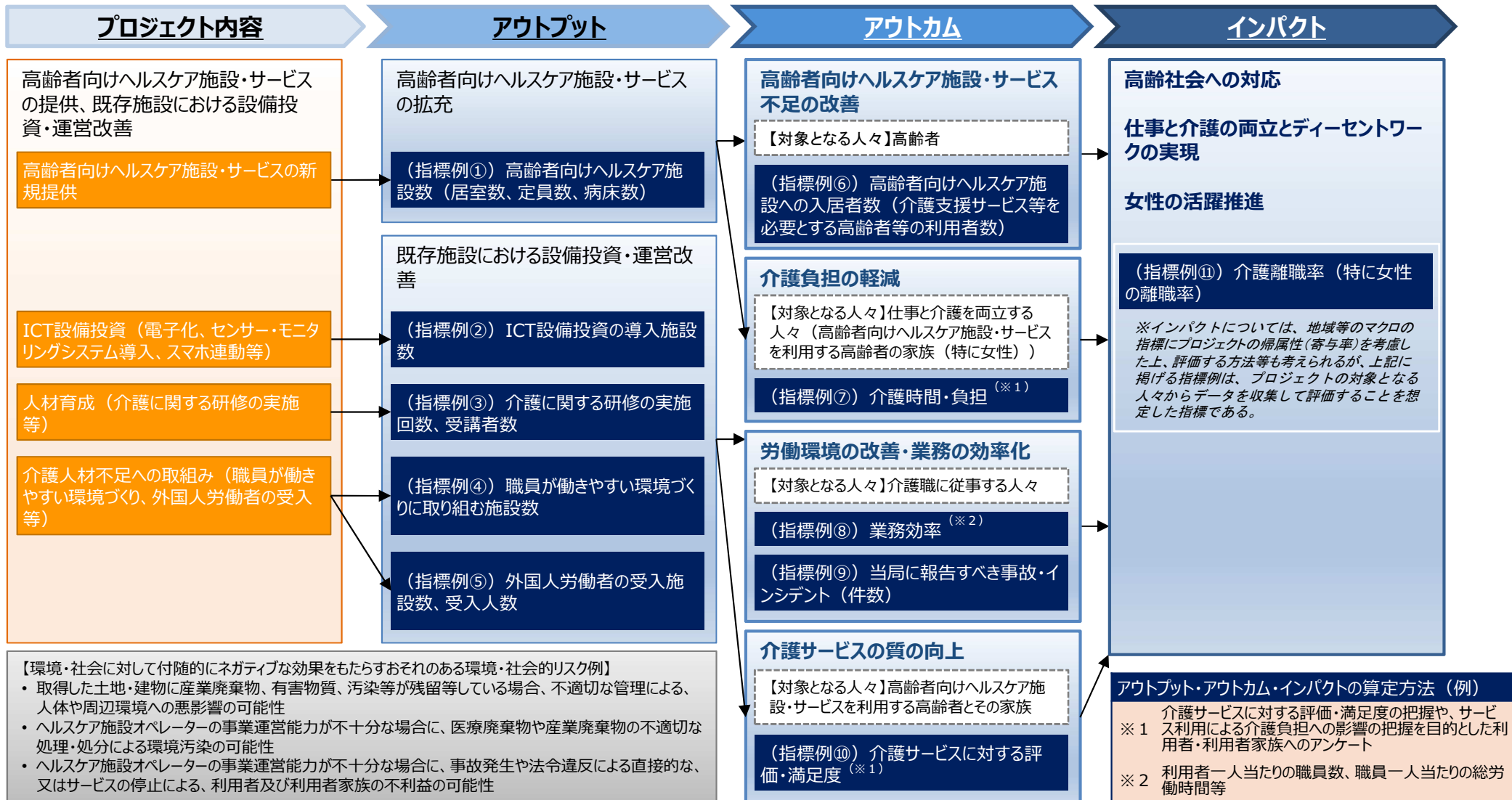


(出所) [1] 2019年12月25日厚生労働省発表「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」(https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000157884_00001.html)
 [2] 厚生労働省「令和2年雇用動向調査結果の概況」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/doukou/21-2/dl/gaikyou.pdf>)
 [3] 総務省「平成29年就業構造基本調査 結果の概要」(<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2017/pdf/kgaiyou.pdf>)

インパクトに至る過程及び指標等の例

高齢者福祉・介護サービスの提供、高齢者福祉施設（介護施設、医療施設、住宅施設、文化施設を含む）の提供、介護支援サービス/施設の提供

社会的課題	高齢社会への対応、働き方改革とディーセントワークの実現、女性の活躍推進
社会的な目標	高齢者向けヘルスケア施設・サービスの提供や既存施設における設備投資・運営改善により、高齢社会への対応を進め、仕事と介護の両立とディーセントワークの実現並びに女性の活躍推進に貢献する。



【環境・社会に対して付随的にネガティブな効果をもたらすおそれのある環境・社会的リスク例】

- 取得した土地・建物に産業廃棄物、有害物質、汚染等が残留等している場合、不適切な管理による、人体や周辺環境への悪影響の可能性
- ヘルスケア施設オペレーターの事業運営能力が不十分な場合に、医療廃棄物や産業廃棄物の不適切な処理・処分による環境汚染の可能性
- ヘルスケア施設オペレーターの事業運営能力が不十分な場合に、事故発生や法令違反による直接的な、又はサービスの停止による、利用者及び利用者家族の不利益の可能性

ソーシャルプロジェクトの概要

高齢者福祉・介護サービスの提供、高齢者福祉施設（介護施設、医療施設、住宅施設、文化施設を含む）の提供、介護支援サービス/施設の提供

ソーシャル プロジェクト	社会的な目標 ^(注1)		高齢者向けヘルスケア施設・サービスの提供や既存施設における設備投資・運営改善により、高齢社会への対応を進め、仕事と介護の両立とディーセントワークの実現並びに女性の活躍推進に貢献する。
	具体的なソーシャルプロジェクトの概要		<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者向けヘルスケア施設・サービスの新規提供 ■ 既存の高齢者向けヘルスケア施設の業務効率化と品質向上に向けた設備投資・運営改善 <ul style="list-style-type: none"> ○ ICT設備投資（電子化、センサー・モニタリングシステム導入、スマホ連動 等） ○ 人材育成（介護に関する研修の実施 等） ○ 介護人材不足への取組み（職員が働きやすい環境づくり、外国人労働者の受入 等）
	ソーシャル ボンド・ガイ ドラインとの 関係 ^(注2)	事業区分（ICMA 原則）	2.必要不可欠なサービスへのアクセス 6.社会経済的向上とエンパワーメント
		事業区分の細目 ^(注3)	<ul style="list-style-type: none"> ●健康 ●健康管理 ○高齢者福祉・介護 ○高齢者の必要不可欠なサービスへのアクセス支援 ○介護支援 ○女性活躍推進 ○働き方改革
		ソーシャルプロジェクト （具体的な資金使途）の例 ^(注3)	<ul style="list-style-type: none"> ○介護支援サービス/施設の提供 ○高齢者福祉・介護サービスの提供 ○高齢者福祉施設（介護施設、医療施設、住宅施設、文化施設を含む）の提供
対象となる人々 ^(注3)		<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者 ●障がい者 ●女性（○特に仕事と介護等を両立する女性等） ○仕事と介護等を両立する人々 	

(注1) 社会的な目標とは、発行体が当該ソーシャルボンドを通じて実現しようとする社会面でのメリットであり、ソーシャルプロジェクトが目指す最終的な社会的な効果

(注2) ソーシャルボンドガイドラインの付属書1では、ソーシャルプロジェクトの「事業区分」及び各「事業区分」に対応する事業の細目の例、付属書2ではソーシャルボンドの具体的な資金使途の例を示している（あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。）

(注3) ●ICMAソーシャルボンド原則の例示 ○ソーシャルボンドガイドラインの追加例示等

想定される我が国の社会的課題：バリアフリーの推進

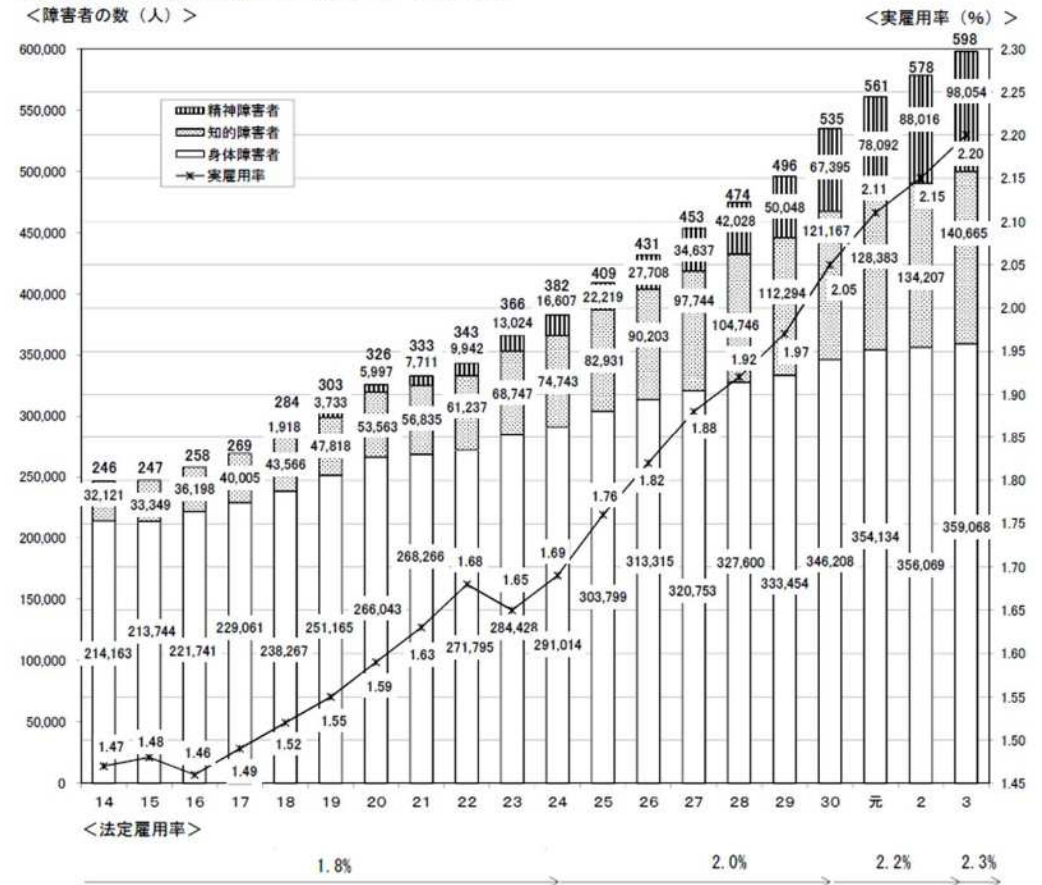
バリアフリー/ジェンダーフリー施設・設備の整備、ユニバーサル対応の推進

■ 想定される我が国の社会的課題の状況

- 「令和元年度 年次経済財政報告」では、「労働市場を巡る環境が大きく変化中、労働者側・企業側の双方からみて、性別・年齢・国籍等によらず、多様な価値観やバックグラウンドを持った人材が、個々の事情に応じて柔軟な働き方を選択でき、より多くの人々が意欲や能力に応じてより長く活躍できる環境を整備することが重要となっている。」としている。[1]
- 「男女雇用機会均等法」に基づく「セクハラ指針」では、性や性自認に関するセクハラ防止対策が事業主に義務付けられている[2]。
- 民間企業に対して「障害者雇用促進法」により常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、2.3%）以上の障がい者雇用を義務付けている。厚生労働省によれば、令和3年の雇用障がい者数、実雇用率ともに過去最高を更新した（右図）[3]。
- また、我が国では2020年東京オリパラ大会等を契機とする共生社会の実現に向け、「バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」を改正しハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフト対策の強化が図られている[4]。
- 障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするユニバーサル・デザインの考え方を踏まえた取組みを進めることが、あらゆる人々がその個性と能力を発揮し、自由に参画し、自己実現を図っていけるような社会づくりにつながる、と考えられる。[5]

実雇用率と雇用されている障がい者の数の推移[3]

(1) 実雇用率と雇用されている障がい者の数の推移



(出所) [1] 内閣府「令和元年度 年次経済財政報告」(<https://www5.cao.go.jp/j-i/wp/wp-je19/h02-00.html>)

[2] 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）【令和2年6月1日適用】」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000605548.pdf>)

[3] 厚生労働省「令和3年 障害者雇用状況の集計結果」（令和3年12月24日）(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23014.html)

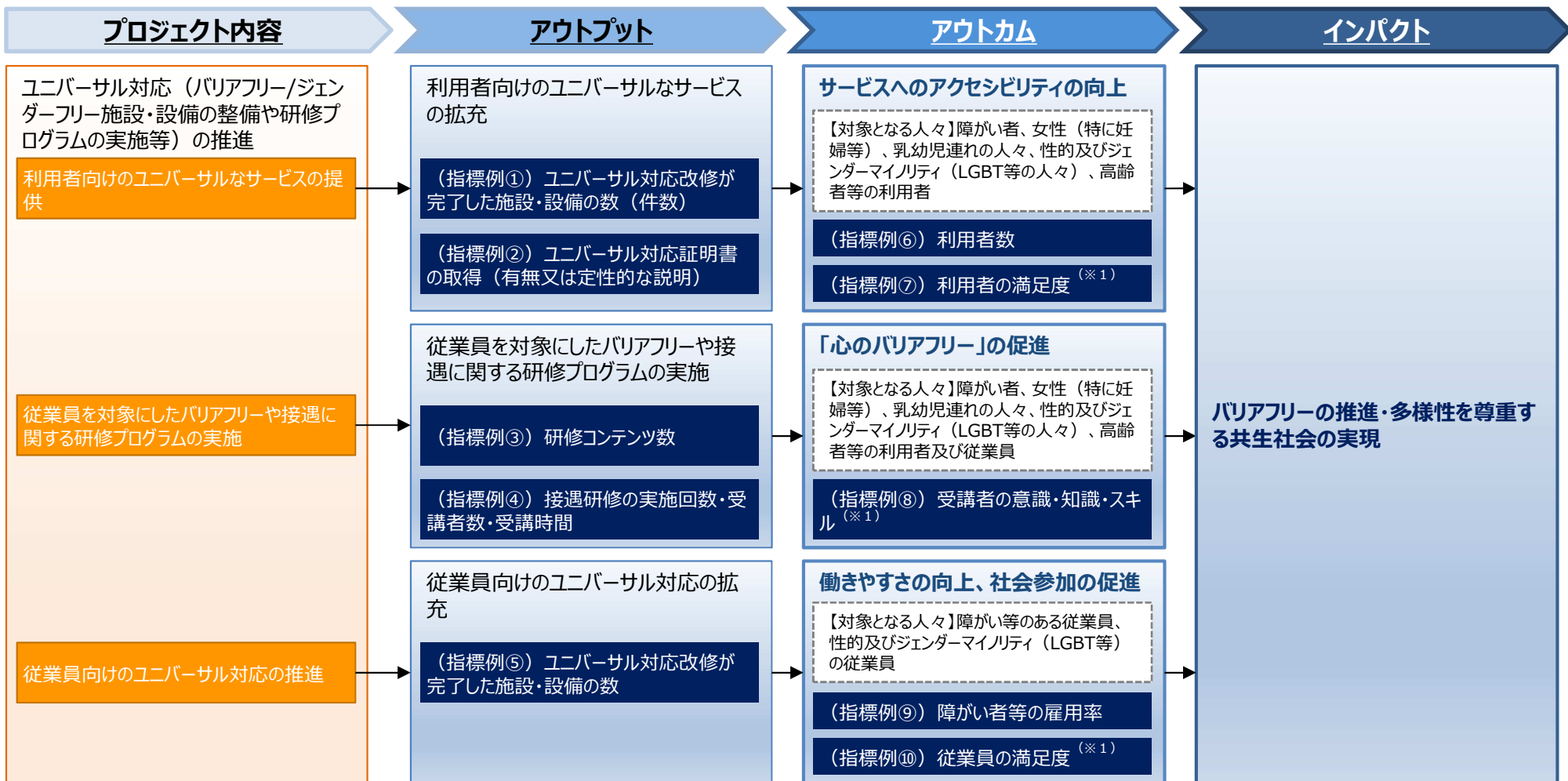
[4] 国土交通省「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定（令和2年2月4日）(https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000226.html)

[5] 国土交通省「ユニバーサルデザイン政策大綱」(<https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/01/010711/01.txt>)

インパクトに至る過程及び指標等の例

バリアフリー/ジェンダーフリー施設・設備の整備、ユニバーサル対応の推進

社会的課題	バリアフリーの推進
社会的な目標	ユニバーサル対応（バリアフリー/ジェンダーフリー施設・設備の整備、バリアフリーや接遇に関する研修プログラムの実施等）の推進に係るプロジェクトにより、バリアフリーの推進・多様性を尊重する共生社会の実現に貢献する。



【環境・社会に対して付随的にネガティブな効果をもたらすおそれのある環境・社会的リスク例】
・施設・設備の設置・改修工事が必要な場合、工事時の騒音発生や事故発生の可能性

アウトプット・アウトカム・インパクトの算定方法（例）

※1 利用者/従業員の利用実態・満足度の把握や、バリアフリーに関する意識・知識・スキル（接遇・サポート方法の習得等）の把握を目的とした利用者/従業員へのアンケート

ソーシャルプロジェクトの概要

バリアフリー/ジェンダーフリー施設・設備の整備、ユニバーサル対応の推進

ソーシャルプロジェクト	社会的な目標 ^(注1)		ユニバーサル対応(バリアフリー/ジェンダーフリー施設・設備の整備、バリアフリーや接遇に関する研修プログラムの実施等)の推進に係るプロジェクトにより、バリアフリーの推進・多様性を尊重する共生社会の実現に貢献する。
	具体的なソーシャルプロジェクトの概要		<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者向けのユニバーサルなサービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ● サービス提供施設・設備の改修: 補助の必要な利用者のための受付テーブルの設置、待合・休憩スペースの改修(扉・通路幅の拡大、車いす利用者優先エリアの設定等)、バリアフリートイレの導入 ● ウェブサイトの改修(国際標準・ガイドラインへの適合) ■ 従業員を対象にしたバリアフリーや接遇に関する研修プログラムの実施 ■ 従業員向けのユニバーサル対応の推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 国内事業所施設・設備の改修(車椅子利用者用駐車施設等の設置、バリアフリートイレの導入、扉・通路幅の確保等)
	ソーシャル バンド・ガイ ドラインとの 関係 ^(注2)	事業区分(ICMA 原則)	2. 必要不可欠なサービスへのアクセス 6. 社会経済的向上とエンパワーメント
		事業区分の細目 ^(注3)	○ダイバーシティ推進 ○バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進
ソーシャルプロジェクト (具体的な資金用途)の例 ^(注3)		○バリアフリー/ジェンダーフリー施設・設備の整備 ○ユニバーサル対応の推進 ○より働きやすいオフィスの整備	
	対象となる人々 ^(注3)	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者 ● 女性(○特に妊婦等) ○ 乳幼児連れの人々 ● 性的及びジェンダーマイノリティ ● 高齢者 	

(注1) 社会的な目標とは、発行体が当該ソーシャルバンドを通じて実現しようとする社会面でのメリットであり、ソーシャルプロジェクトが目指す最終的な社会的な効果

(注2) ソーシャルバンドガイドラインの付属書1では、ソーシャルプロジェクトの「事業区分」及び各「事業区分」に対応する事業の細目の例、付属書2ではソーシャルバンドの具体的な資金用途の例を示している(あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。)

(注3) ●ICMAソーシャルバンド原則の例示 ○ソーシャルバンドガイドラインの追加例示等

想定される我が国の社会的課題：子どもの貧困対策推進・あらゆる人々の教育機会の確保

経済的に困窮する子どものための教育・福祉に係るプロジェクトの実施

■ 想定される我が国の社会的課題の状況

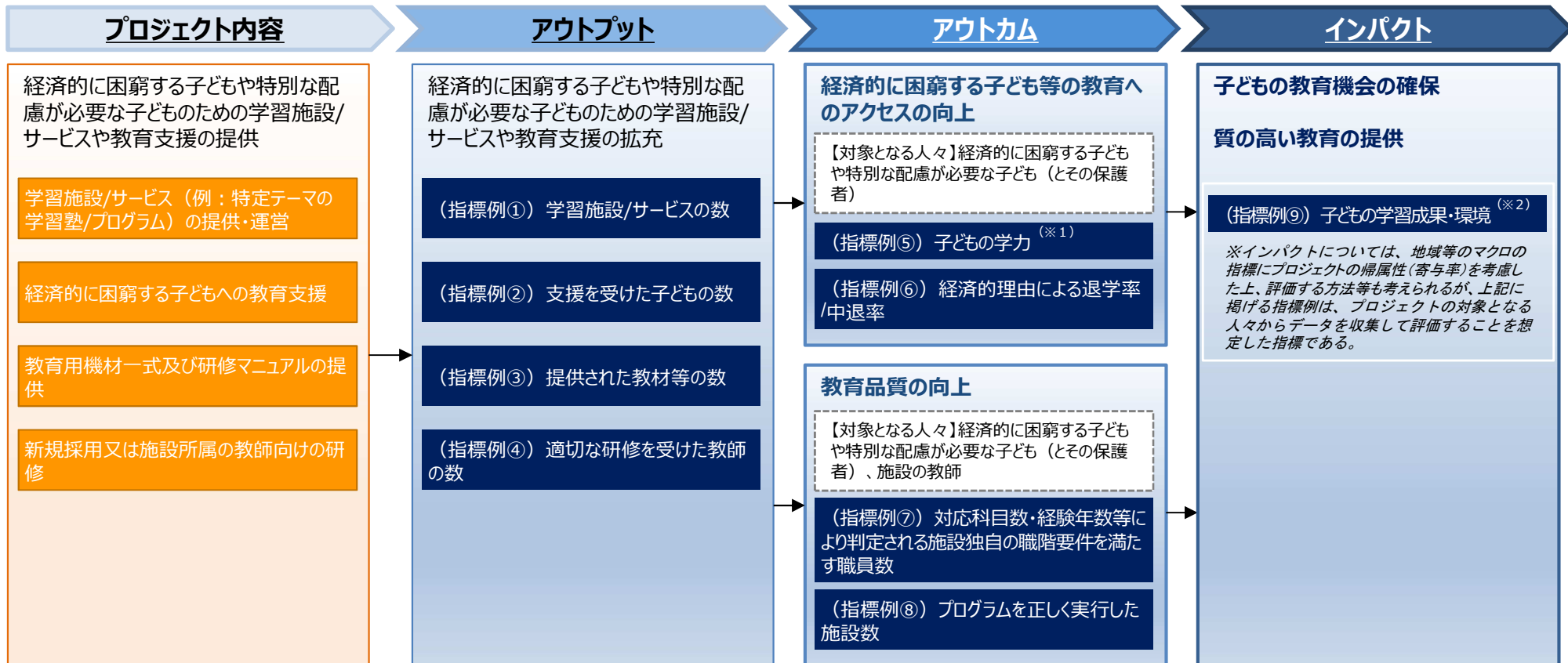
- 日本において義務教育就学率は約100%の水準であるものの、子どもの貧困は社会全体で取り組むべき課題である。
- 政府により策定された「子供の貧困対策に関する大綱」[1]において、子どもの貧困対策に関する重点施策として「幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上」が挙げられている。このうち「幼児教育・保育の無償化」は令和元年10月から開始され、今後も着実に実施していくことが規定されている。また、「幼児教育・保育の質の向上」については、「公私の別や施設種を超えて幼児教育を推進する体制を構築」との規定がなされ、更なる質の向上に向けた取組が展開されつつある。
- 同大綱[1]においては「国民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていけるようにすることが、活力ある日本社会の創造に直結する」との記載が基本方針の中で掲げられており、貧困状況にある子どもへの支援を包括的かつ早期に講じる方針が示されている。

(出所) [1] 内閣府(令和元年11月)「子供の貧困対策に関する大綱」(<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/r01-taikou.pdf>)

インパクトに至る過程及び指標等の例

経済的に困窮する子どものための教育・福祉に係るプロジェクトの実施

社会的課題	子どもの貧困対策推進・あらゆる人々の教育機会の確保
社会的な目標	経済的に困窮する子どもや特別な配慮が必要な子どものための教育に係るプロジェクトの実施により、子どもの教育機会を確保し、質の高い教育の提供に貢献する。



アウトプット・アウトカム・インパクトの算定方法（例）

※1 学力テスト等における施設/サービス利用者のスコア（点数）※、利用者・保護者へのアンケート
 (※) 目的や個々の集団に応じて平均値/中央値等を用いることが考えられる。

※2 学習成果・環境の把握を目的とした子ども・保護者へのアンケート

ソーシャルプロジェクトの概要

経済的に困窮する子どものための教育・福祉に係るプロジェクトの実施

ソーシャル プロジェクト	社会的な目標 ^(注1)		経済的に困窮する子どもや特別な配慮が必要な子どものための教育に係るプロジェクトの実施により、子どもの教育機会を確保し、質の高い教育の提供に貢献する。
	具体的なソーシャルプロジェクトの概要		<ul style="list-style-type: none"> ■ 経済的に困窮する子ども向けの学習施設(例: 特定テーマの学習塾)の設置・運営を行う事業 <ul style="list-style-type: none"> ● 教育用機材一式及び研修マニュアルを提供 ● 新規採用又は施設所属の教師向けの研修
	ソーシャル ボンド・ガイ ドラインとの 関係 ^(注2)	事業区分(ICMA 原則)	2. 必要不可欠なサービスへのアクセス 6. 社会経済的向上とエンパワーメント
		事業区分の細目 ^(注3)	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育及び職業訓練 ● 資産、サービス、リソース及び機会への公平なアクセスとコントロール
		ソーシャルプロジェクト (具体的な資金使途)の例 ^(注3)	○ 経済的に困窮する子どものための教育・福祉に係るプロジェクトの実施
	対象となる人々 ^(注3)	○ 子ども(特に経済的に困窮する子ども、特別な配慮が必要な子ども)	

(注1) 社会的な目標とは、発行体が当該ソーシャルボンドを通じて実現しようとする社会面でのメリットであり、ソーシャルプロジェクトが目指す最終的な社会的な効果

(注2) ソーシャルボンドガイドラインの付属書1では、ソーシャルプロジェクトの「事業区分」及び各「事業区分」に対応する事業の細目の例、付属書2ではソーシャルボンドの具体的な資金使途の例を示している(あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。)

(注3) ●ICMAソーシャルボンド原則の例示 ○ソーシャルボンドガイドラインの追加例示等

想定される我が国の社会的課題：責任ある企業行動の促進

人権と企業責任（安全、賄賂・腐敗防止、公正な労働慣行、子どもの権利等）に関する研修プログラムの提供

■ 想定される我が国の社会的課題の状況

- 国際社会は、企業に対し、企業内部での「ビジネスと人権」に関する取組の実施だけでなく、国内外のサプライチェーンにおける人権尊重の取組を求めており、企業はこの点に留意する必要がある[1]。
 - 例えば、紛争鉱物とは、重大な人権侵害を引き起こす内戦や紛争に関わる武装勢力の資金源となる恐れのある鉱物を指す。米国金融規制改革法（ドッド=フランク法）では、錫、タンタル、タングステン、金の4つを紛争鉱物に指定し、製品に使われている紛争鉱物がコンゴ民主共和国およびその周辺国の武装勢力の資金源になっていないことを確認するよう企業に義務付けている[2]。
 - 2013年4月にバングラデシュで起きた縫製工場などが入居するビル「ラナプラザ」の崩落事故では、少なくとも1,132人の死者と2,500人以上の負傷者を出し、類を見ない労働災害として注目が集まるとともに、国際労働機関（ILO）やアパレルメーカーが途上国のサプライヤーにおける労働安全や保安管理の強化に乗り出すこととなった[3]。
 - 我が国の「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（クリーンウッド法）では、全ての事業者に、合法伐採木材等を利用するよう努めることが求められ、特に木材関連事業者は、取り扱う木材等について「合法性の確認」等の合法伐採木材等の利用を確保するための措置を実施することとなった。米国、オーストラリア、EU及び韓国等にも類似規制がある[4]。
- 企業が人権課題に関心を払わず、人権に関するリスクを放置すると、その結果として、企業にとって様々なリスクが生じることになる。具体的には、訴訟や行政罰などの法務リスク、ストライキや人材流出などのオペレーショナルリスク、不買運動やSNSでの炎上などのレピュテーション（評判）リスク、株価下落や投資の引揚げ（ダイベストメント）といった財務リスクなど、様々なリスクが考えられる[5]。
- OECDでは、1976年、多国籍企業に対して、企業に対して期待される責任ある行動を自主的にとるよう勧告するためのOECD多国籍企業行動指針を策定している。その後、同方針をもとに「責任ある企業行動に関するデューディリジェンス・ガイダンス」及びセクター別のガイダンス等も策定している。また、2011年に国連人権理事会では「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択され、日本政府においては、2020年、「『ビジネスと人権』に関する行動計画」を策定している。

（出所） [1] 外務省「『ビジネスと人権』に関する行動計画」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf>）

[2] 電子情報技術産業協会（JEITA）「責任ある鉱物調達」ウェブサイト（<https://home.jeita.or.jp/mineral/>）

[3] ジェトロ「アジアのサプライチェーンにおける人権尊重の取り組みと課題」（6）（<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/822f0e853ebe9799.html>）

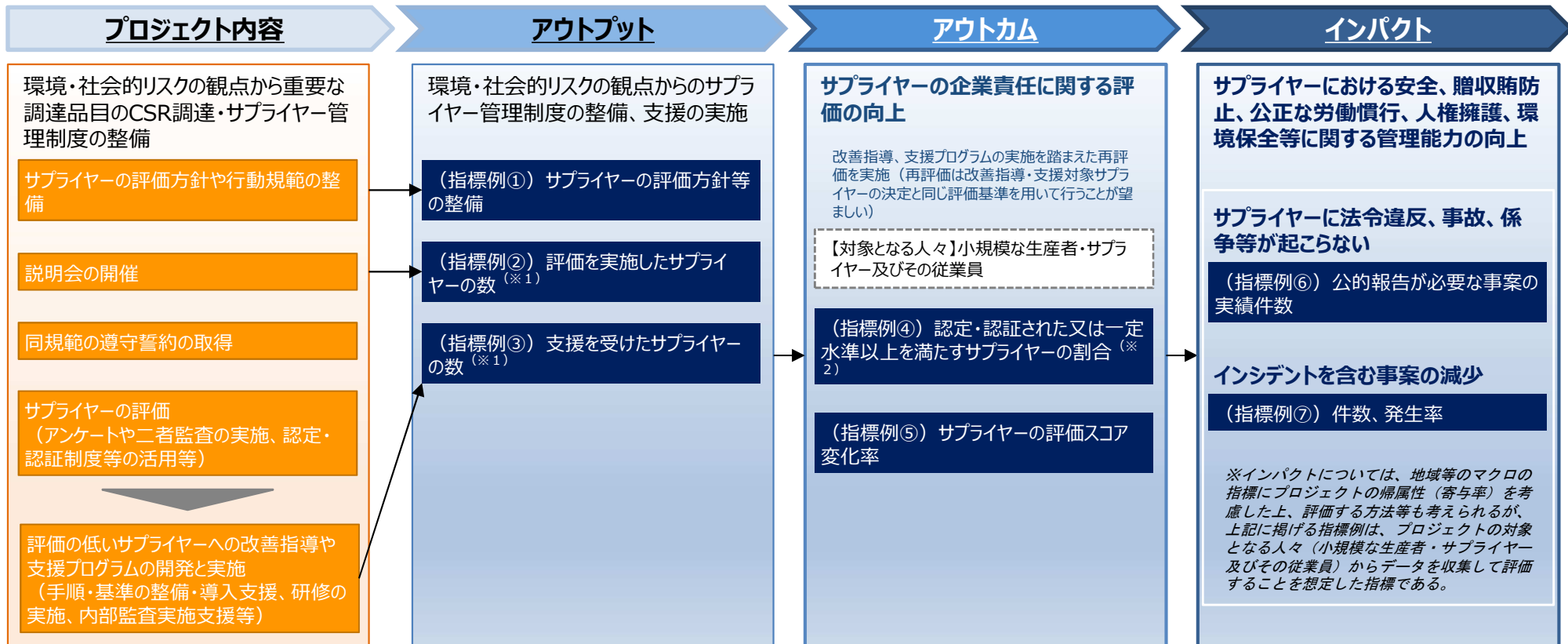
[4] 林野庁「平成30年度 森林・林業白書」（https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/30hakusyo_h/all/chap4_1_4.html）

[5] 法務省「ビジネスと人権」への対応詳細版（<https://www.moj.go.jp/content/001346120.pdf>）

インパクトに至る過程及び指標等の例

人権と企業責任(安全、賄賂・腐敗防止、公正な労働慣行、子どもの権利等)に関する研修プログラムの提供

社会的課題	責任ある企業行動の促進
社会的な目標	環境・社会的リスクの観点から重要な調達品目のCSR調達・サプライヤー管理制度を整備し、評価の低いサプライヤーへの改善指導や支援プログラムの開発や実施により、サプライヤーにおける安全、贈収賄防止、公正な労働慣行、人権擁護、環境保全等に関する管理能力の向上に貢献する。



アウトプット・アウトカム・インパクトの算定方法(例)

- ※1 評価・支援を実施したサプライヤーの数・割合について、評価・支援のトピック別、また、地域別の内訳を示すことも考えられる。
- ※2 全サプライヤーに占めるサプライヤーの評価方針等を踏まえ一定の水準を満たすサプライヤーの割合を算定

【環境・社会に対して付随的にネガティブな効果をもたらすおそれのある環境・社会的リスク例】
優先的に対応すべきリスクトピックや対象サプライヤーが適切に特定できない場合、他のネガティブなインパクトが生じる可能性(当該リスクには調達品・委託内容の特性、地理的な条件、サプライヤーとの取引関係の遠さ等も関係する)。

ソーシャルプロジェクトの概要

人権と企業責任(安全、賄賂・腐敗防止、公正な労働慣行、子どもの権利等)に関する研修プログラムの提供

ソーシャル プロジェクト	社会的な目標 ^(注1)		環境・社会的リスクの観点から重要な調達品目のCSR調達・サプライヤー管理制度を整備し、評価の低いサプライヤーへの改善指導や支援プログラムの開発や実施により、サプライヤーにおける安全、贈収賄防止、公正な労働慣行人権擁護、環境保全等に関する管理能力の向上に貢献する。
	具体的なソーシャルプロジェクトの概要		<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境・社会的リスクの観点から重要な調達品目のCSR調達・サプライヤー管理制度の整備 <ul style="list-style-type: none"> ● 例: サプライヤーの評価方針や行動規範の整備、説明会の開催、同規範の遵守誓約の取得、サプライヤー評価(アンケートや二者監査の実施、認定・認証制度等の活用) ■ 評価の低いサプライヤーへの改善指導や支援プログラムの開発と実施 <ul style="list-style-type: none"> ● 例: 手順・基準の整備・導入支援、研修の実施、内部監査実施支援等
	ソーシャル ボンド・ガイ ドラインとの 関係 ^(注2)	事業区分(ICMA 原則)	2. 必要不可欠なサービスへのアクセス 6. 社会経済的向上とエンパワーメント
		事業区分の細目 ^(注3)	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育及び職業訓練 ● 資産、サービス、リソース及び機会への公平なアクセスとコントロール ● 所得格差の縮小を含む、市場と社会への公平な参加と統合
		ソーシャルプロジェクト (具体的な資金使途)の例 ^(注3)	○ 人権と企業責任(安全、賄賂・腐敗防止、公正な労働慣行、子どもの権利等)に関する研修プログラムの提供
対象となる人々 ^(注3)		○ 小規模な生産者・サプライヤー(特に社会経済的に弱い立場にある生産者・サプライヤー)及びその従業員	

(注1) 社会的な目標とは、発行体が当該ソーシャルボンドを通じて実現しようとする社会面でのメリットであり、ソーシャルプロジェクトが目指す最終的な社会的な効果

(注2) ソーシャルボンドガイドラインの付属書1では、ソーシャルプロジェクトの「事業区分」及び各「事業区分」に対応する事業の細目の例、付属書2ではソーシャルボンドの具体的な資金使途の例を示している(あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。)

(注3) ● ICMAソーシャルボンド原則の例示 ○ ソーシャルボンドガイドラインの追加例示等

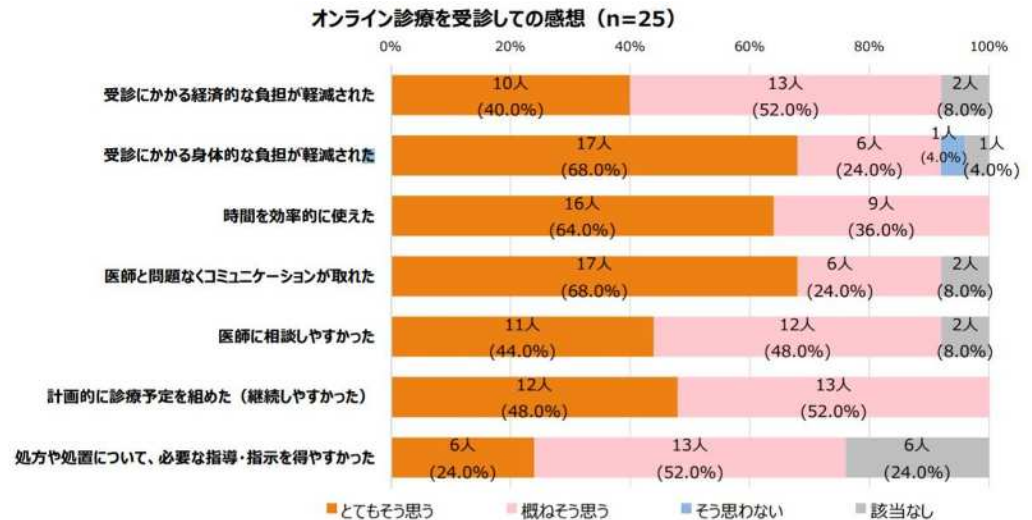
想定される我が国の社会的課題の状況：健康・長寿の達成(高齢社会への対応含む)

健康・医療分野でのICT活用(遠隔医療システムの導入等)に係るプロジェクトや投融資

■ 想定される我が国の社会的課題の状況

- 医師、医療施設は都市部に集中する傾向にあり、令和3年版厚生労働白書によれば、都道府県間及び都道府県内の医師の地域的な偏在が生じている[1]。
- 高齢化の進展に伴い、高齢者の慢性疾患の罹患率の増加による疾病構造の変化が指摘されており、高齢になっても病気になっても自分らしい生活を送ることができるように支援する在宅医療・介護の環境整備が望まれている[1]。
- こうした状況下、直接の対面診療が困難な場合や病状の安定している患者(長期に診療してきた慢性期患者など)に対して、医師と患者が情報通信技術(ICT)を通して診察・診療行為を行うオンライン診療などの「遠隔医療」の取り組みが図られている[2]。
- 患者にとっては、受診における経済的・身体的負担の軽減が期待される(右表参照)ほか、対面診療と適切に組み合わせることで、かかりつけ医による日常的な健康指導や疾病管理が向上する可能性が指摘されている[2][3]。

オンライン診療実施モデルの地域実証 患者アンケートによる有効性評価[3]

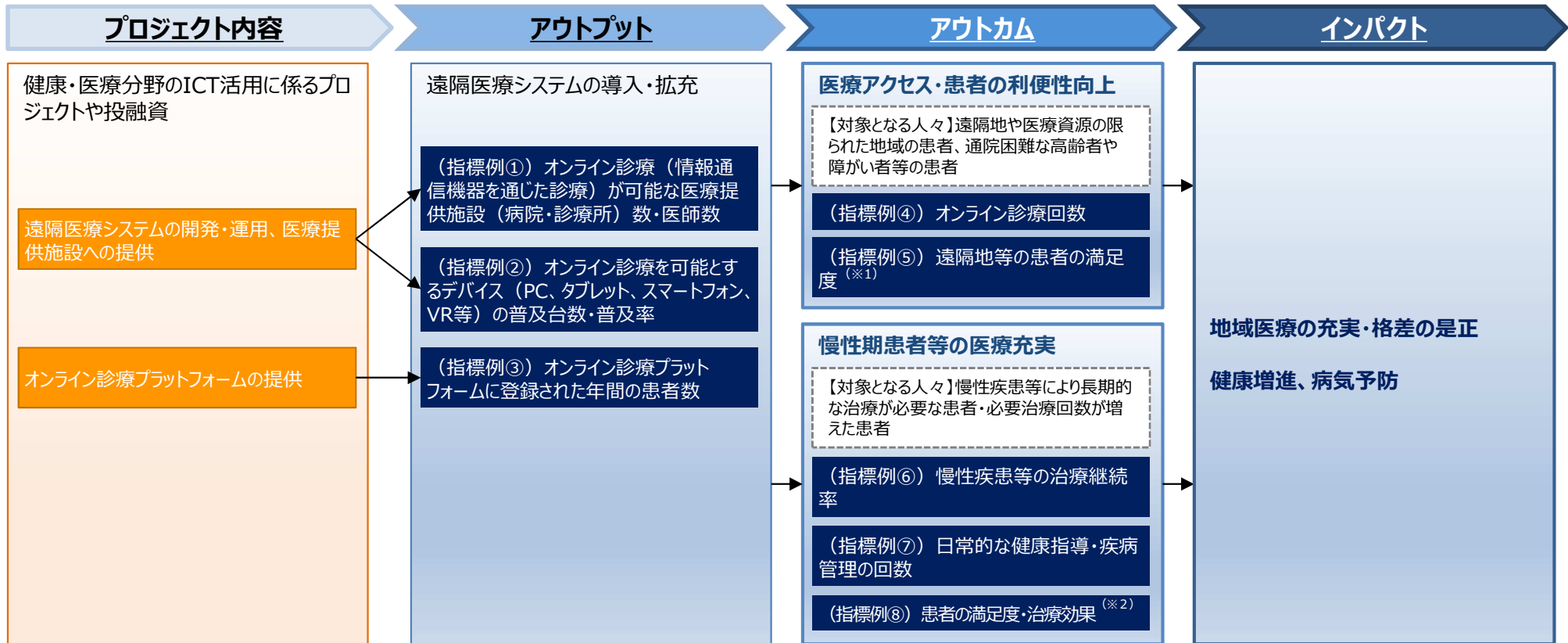


(出所) [1] 厚生労働省「令和3年版厚生労働白書」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/20/>)
 [2] 厚生労働省「Society5.0に向けた医療の実現について」(<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/iryuu/20171002/171002iryuu03.pdf>)
 [3] 総務省「令和元年度オンライン診療の普及促進に向けたモデル構築にかかる調査研究」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000688634.pdf)

インパクトに至る過程及び指標等の例

健康・医療分野のICT活用(遠隔医療システムの導入等)に係るプロジェクトや投融資

社会的課題	健康・長寿の達成
社会的な目標	健康・医療分野のICT活用に係るプロジェクトや投融資により、地域医療の充実・格差の是正や健康増進・病気予防、ひいては健康・長寿の達成に貢献する。



アウトプット・アウトカム・インパクトの算定方法(例)

- ※1 遠隔地や医療資源の限られた地域の患者等へのアンケートにより、オンライン診療の満足度(オンライン診療導入前と比べ、受診したい時に適時に受診できたか等)を調査
- ※2 患者へのアンケートにより、オンライン診療の満足度(治療継続の負担軽減)、治療効果(自己申告による症状回復の程度等)を調査

【環境・社会に対して付随的にネガティブな効果をもたらすおそれのある環境・社会的リスク例】

- ・ オンライン診断による誤診・見逃し、不適切な医薬品の処方により、患者に不利益が生じるリスク
- ・ 個人情報等の情報漏洩のリスク、医師のなりすまし等のリスク
- ・ 高齢者等、情報通信機器の使用に慣れていない者がオンライン診療に必要なデバイスを適切に使用できず、格差が生じるリスク

ソーシャルプロジェクト例

健康・医療分野でのICT活用(遠隔医療システムの導入等)に係るプロジェクトや投融資

ソーシャル プロジェクト	社会的な目標 ^(注1)		健康・医療分野のICT活用に係るプロジェクトや投融資により、地域医療の充実・格差の是正や健康増進・病気予防、ひいては健康・長寿の達成に貢献する。
	具体的なソーシャルプロジェクトの概要		<ul style="list-style-type: none"> ■ 健康・医療分野のICT活用に係るプロジェクトや投融資 ● 遠隔医療システムの開発・運用、医療提供施設への提供 ● オンライン診療プラットフォームの提供
	ソーシャル ボンド・ガイ ドラインとの 関係 ^(注2)	事業区分(ICMA 原則)	2.必要不可欠なサービスへのアクセス
		事業区分の細目 ^(注3)	<ul style="list-style-type: none"> ●健康 ●健康管理 ○高齢者の必要不可欠なサービスへのアクセス支援 ○ICT
		ソーシャルプロジェクト (具体的な資金使途)の例 ^(注3)	<ul style="list-style-type: none"> ○健康・医療分野のICT活用(遠隔医療システムの導入等)に係るプロジェクトや投融資 ○地域の生活インフラ・サービスの向上
対象となる人々 ^(注3)		<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者 ●障がい者 ○地理的・社会経済的に困難な状況に置かれている地域の住民 ○患者 	

(注1) 社会的な目標とは、発行体が当該ソーシャルボンドを通じて実現しようとする社会面でのメリットであり、ソーシャルプロジェクトが目指す最終的な社会的な効果

(注2) ソーシャルボンドガイドラインの付属書1では、ソーシャルプロジェクトの「事業区分」及び各「事業区分」に対応する事業の細目の例、付属書2ではソーシャルボンドの具体的な資金使途の例を示している(あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。)

(注3) ●ICMAソーシャルボンド原則の例示 ○ソーシャルボンドガイドラインの追加例示等

想定される我が国の社会的課題の状況:ダイバーシティの推進、バリアフリーの推進、健康・長寿の達成(高齢社会への対応含む)

健康増進や病気予防を目的としたプログラムの提供

■ 想定される我が国の社会的課題の状況

- 高齢者の孤立化 (内閣府「令和3年版 高齢社会白書」[1]より)
 - 「近所の人とのつきあいの程度」を世帯タイプ別に見ると、65歳以上の男性単身世帯においては、「あいさつをする程度」が半数以上であり、「つきあいはほとんどない」と回答する割合も他の世帯タイプより高い。
 - 東京23区内における一人暮らしで65歳以上の人の自宅での死亡者数は、令和元年に3,936人となっている。
- 若年層の孤独・孤立(内閣府「令和3年版 子供・若者白書」[2]より)
 - 新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で、若年層の孤独・孤立の問題が深刻化している。
 - 2021年2月には、内閣官房に孤独・孤立対策担当室が設置され、孤独・孤立の問題に取り組む体制が整備された。
- 孤独・孤立対策(「孤独・孤立対策の重点計画」[3]より)
 - 孤独・孤立は、社会全体で対応しなければならない問題であり、心身の健康面への深刻な影響等も懸念される。
 - 孤独・孤立対策の基本方針として、見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行うことや、孤独・孤立対策に取り組む NPO等の活動を支援し、官・民・NPO等の連携を強化することなどが挙げられている。

近所の人とのつきあいの程度[1]



東京23区内における一人暮らしで65歳以上の人の自宅での死亡者数[1]



(出所) [1] 内閣府「令和3年版 高齢社会白書」(https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2021/html/zenbun/s1_2_4.html)

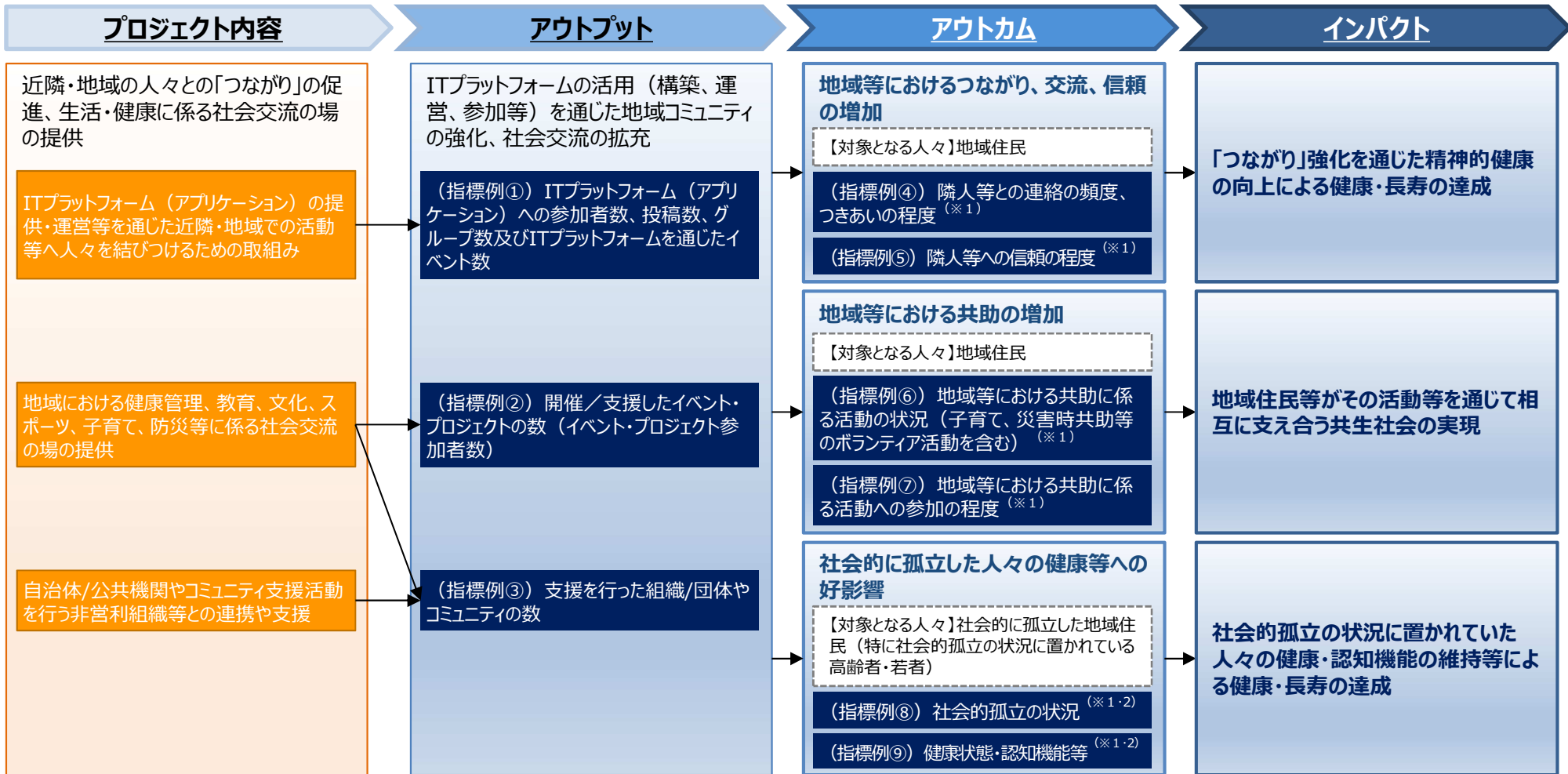
[2] 内閣府「令和3年版 子供・若者白書」(https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/r03honpen/s3_2.html)

[3] 「孤独・孤立対策の重点計画」(令和3年12月28日、孤独・孤立対策推進会議決定) (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/juten_keikaku/pdf/jutenkeikaku_honbun.pdf)

インパクトに至る過程及び指標等の例

健康増進や病気予防を目的としたプログラムの提供

社会的課題	健康・長寿の達成
社会的な目標	ITプラットフォームの活用等を通じて近隣・地域の人々との「つながり」を促し、生活・健康に係る社会交流の場を提供することにより、社会的孤立の解消を通じた健康・長寿の達成や地域住民等が相互に支える共生社会の実現に貢献する。



アウトプット・アウトカム・インパクトの算定方法（例）

※1 ITプラットフォームによる効果の算定：新規ユーザーと既存ユーザー（一定期間以上のアプリ利用者）に対するアンケート実施により、各項目に対する両者の回答傾向の差からアプリ導入による効果を測定。

※2 自治体や関係機関等の協力を通じた訪問・ヒアリングやアンケート等により孤立の状況や健康状態・認知機能を把握。

ソーシャルプロジェクトの概要

健康増進や病気予防を目的としたプログラムの提供

ソーシャル プロジェクト	社会的な目標 ^(注1)		ITプラットフォームの活用等を通じて近隣・地域の人々との「つながり」を促し、生活・健康に係る社会交流の場を提供することにより、社会的孤立の解消を通じた健康・長寿の達成や地域住民等が相互に支える共生社会の実現に貢献する。
	具体的なソーシャルプロジェクトの概要		<ul style="list-style-type: none"> ■ 近隣・地域の人々との「つながり」の促進、生活・健康に係る社会交流の場の提供 <ul style="list-style-type: none"> ● ITプラットフォーム(アプリケーション)の提供・運営等を通じた近隣・地域での活動等へ人々を結びつけるための取組み ● 地域における健康管理、教育、文化、スポーツ、子育て、防災等に係る社会交流の場の提供 ● 自治体/公共機関やコミュニティ支援活動を行う非営利組織等との連携や支援
	ソーシャル ボンド・ガイ ドラインとの 関係 ^(注2)	事業区分(ICMA 原則)	2.必要不可欠なサービスへのアクセス 6.社会経済的向上とエンパワーメント
		事業区分の細目 ^(注3)	<ul style="list-style-type: none"> ●健康 ●健康管理 ●教育 ○高齢者福祉・介護 ○高齢者の必要不可欠なサービスへのアクセス支援 ○ICT ●資産、サービス、リソース及び機会への公平なアクセスとコントロール ●所得格差の縮小を含む、市場と社会への公平な参加と統合 ○介護予防
		ソーシャルプロジェクト (具体的な資金使途)の例 ^(注3)	○健康増進や病気予防を目的としたプログラムの提供
対象となる人々 ^(注3)	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者と脆弱な若者 ●排除され、あるいは社会から取り残されている人々、あるいはコミュニティ ○地域住民 		

(注1)社会的な目標とは、発行体が当該ソーシャルボンドを通じて実現しようとする社会面でのメリットであり、ソーシャルプロジェクトが目指す最終的な社会的な効果

(注2)ソーシャルボンドガイドラインの付属書1では、ソーシャルプロジェクトの「事業区分」及び各「事業区分」に対応する事業の細目の例、付属書2ではソーシャルボンドの具体的な資金使途の例を示している(あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。)

(注3)●ICMAソーシャルボンド原則の例示 ○ソーシャルボンドガイドラインの追加例示等

想定される我が国の社会的課題: 企業による新型コロナウイルス感染症対策(経済的影響への対応含む)

企業・施設・店舗等の感染症対策(検温機器導入、感染防止のための備品の取得等)、感染症拡大による経済的影響を受けた中小企業等への支援

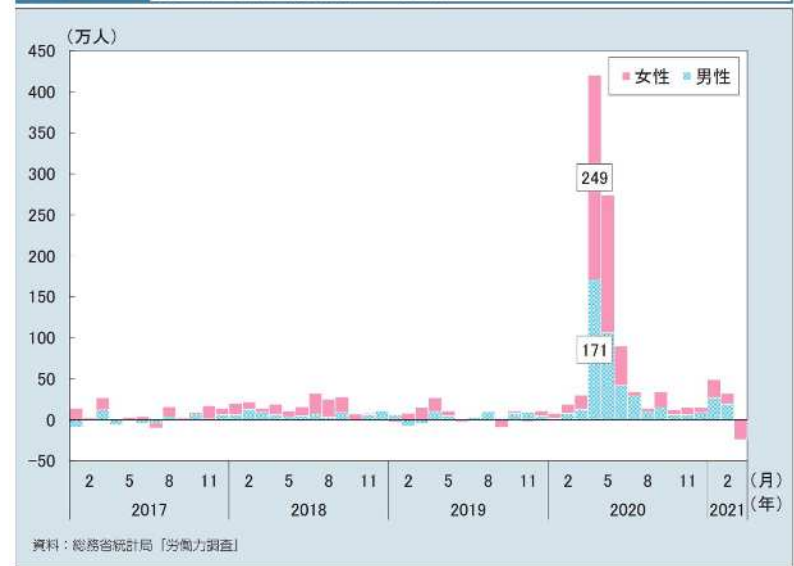
■ 想定される我が国の社会的課題の状況

- 新型コロナウイルスの感染は、2020年1月15日に国内最初の感染者が確認されて以降急速に拡大した[1]。
- 2020年4月7日には、7都府県を対象に緊急事態宣言が発出され、16日には対象が全国に拡大、外出自粛要請と飲食店等に対する休業要請が行われた。経済活動の多くを止める措置により、経済や雇用、人々の生活に大きな影響が生じ、2020年の実質GDP成長率は前年比-4.7%となった[1]。
- また、2020年4月には休業者数が急増。その後、緊急事態宣言は一旦解除され、2021年1月に再び発出されたが、2020年4月のような急激な動きは見られなかった。経済活動は徐々に戻りつつあるが、2021年3月現在で、感染拡大前と比べて完全失業率は高い水準にあり、有効求人倍率も大きく低下する等、雇用情勢は厳しさが見られる(右図)[1]。
- 「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」では、新型コロナウイルス感染症対策のため、業者が自主的に事業継続の検討を行い、準備を行うことは、企業の存続のみならず、その社会的責任を果たす観点からも重要である、としている。[2]

(出所) [1] 厚生労働省「令和3年版厚生労働白書」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/20/>)。右の2つのグラフも同様。

[2] 厚生労働省「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/pdf/09-11.pdf>)

図表1-1-1-2 休業者数の推移(前年同月差、原数値)



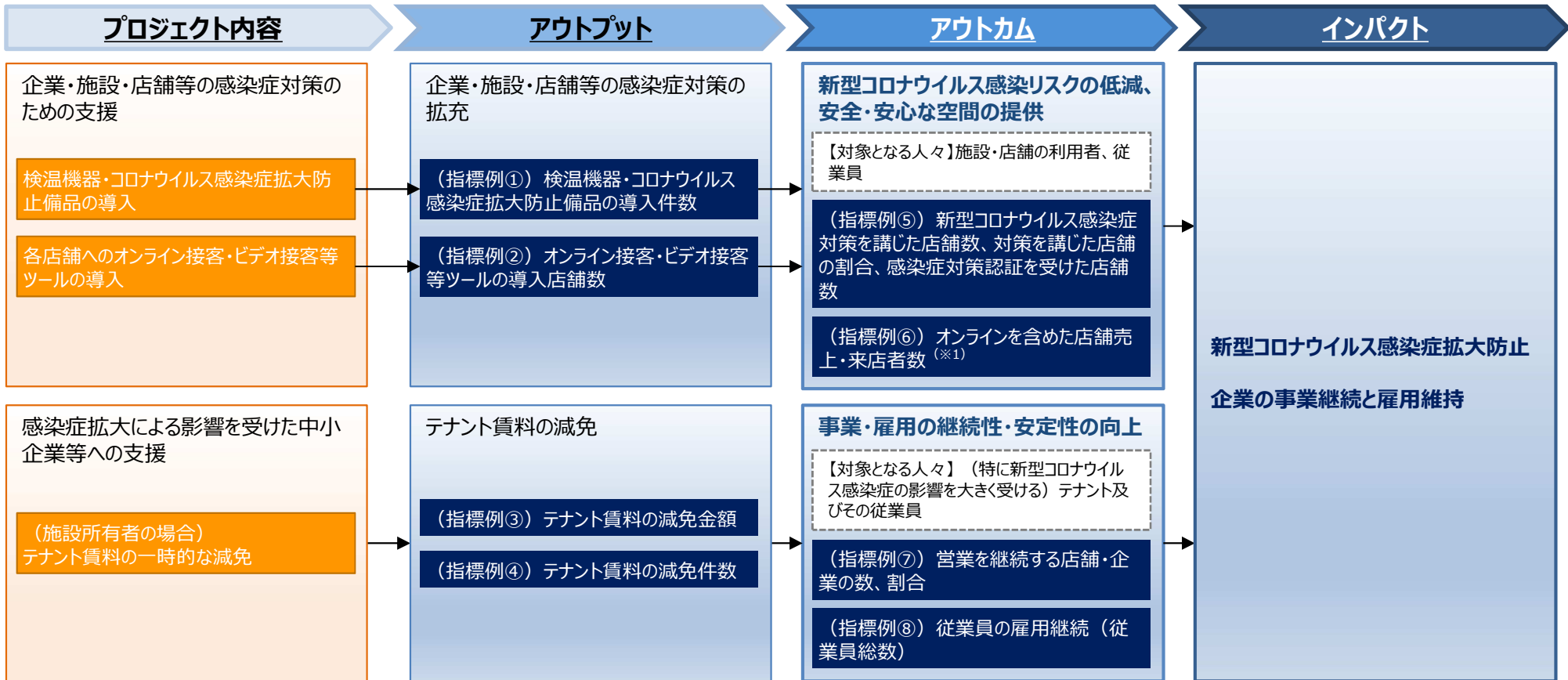
図表1-1-1-4 完全失業率、有効求人倍率の推移(季節調整値)



インパクトに至る過程及び指標等の例

企業・施設・店舗等の感染症対策（検温機器導入、感染防止のための備品の取得等）、感染症拡大による経済的影響を受けた中小企業等への支援

社会的課題	新型コロナウイルス感染症対策
社会的な目標	企業・施設・店舗等の感染症対策のための支援や感染症拡大による影響を受けた中小企業等への支援により、新型コロナウイルス感染症拡大防止や、企業の事業継続と雇用の維持に貢献する。



アウトプット・アウトカム・インパクトの算定方法（例）
 ※1 店舗へのアンケート等により、店舗の売上（オンラインを含む）や来店者数を調査

ソーシャルプロジェクト例

企業・施設・店舗等の感染症対策（検温機器導入、感染防止のための備品の取得等）、感染症拡大による経済的影響を受けた中小企業等への支援

ソーシャル プロジェクト	社会的な目標 ^(注1)		企業・施設・店舗等の感染症対策のための支援や感染症拡大による影響を受けた中小企業等への支援により、新型コロナウイルス感染症拡大防止や、企業の事業継続と雇用の維持に貢献する。
	具体的なソーシャルプロジェクトの概要		<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業・施設・店舗等の感染症対策の支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ● 検温機器、新型コロナウイルス感染症拡大防止備品の導入 ● 各店舗へのオンライン接客・ビデオ接客等ツールの導入 ■ 感染症拡大による影響を受けた中小企業等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ● (施設所有者の場合)テナント賃料の一時的な減免
	ソーシャル ボンド・ガイ ドラインとの 関係 ^(注2)	事業区分 (ICMA 原則)	2.必要不可欠なサービスへのアクセス 4.雇用創出
		事業区分の細目 ^(注3)	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康 ● 健康管理 ○ 感染症拡大による社会経済危機への対応
		ソーシャルプロジェクト (具体的な資金使途)の例 ^(注3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業・施設・店舗等の感染症対策（検温機器導入、事業継続支援、感染防止のための備品の取得等） ○ 感染症拡大による経済的影響を受けた中小企業等への支援（事業・雇用継続のための投融資等）
対象となる人々 ^(注3)	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ ○ 一般の大衆 ○ 感染症の拡大等を受け、事業に影響を受けた中小企業等 		

(注1) 社会的な目標とは、発行体が当該ソーシャルボンドを通じて実現しようとする社会面でのメリットであり、ソーシャルプロジェクトが目指す最終的な社会的な効果

(注2) ソーシャルボンドガイドラインの付属書1では、ソーシャルプロジェクトの「事業区分」及び各「事業区分」に対応する事業の細目の例、付属書2ではソーシャルボンドの具体的な資金使途の例を示している（あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。）

(注3) ●ICMAソーシャルボンド原則の例示 ○ソーシャルボンドガイドラインの追加例示等

想定される我が国の社会的課題：地方創生・地域活性化

地域の就労支援・雇用創出支援、地域の中小企業の成長促進・支援のための投融資

■ 想定される我が国の社会的課題の状況

- 地域における就労・雇用の機会の確保
 - － 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、将来にわたる「活力ある地域社会」の実現と「東京圏への一極集中」の是正を目指している。日本全体として人口減少が進む中、働きがいのある魅力的な雇用機会を創出し、誰もが安心して働けるようにすることが重要である[1]。
- 中小企業基本法における21世紀の中小企業像
 - － 中小企業は我が国経済を支える重要な存在として位置づけられており、1999年の中小企業基本法の改正では、就業機会の担い手や地域経済社会発展の担い手としての役割が期待されている[2]。

中小企業基本法改正時に示された21世紀の中小企業像

市場競争の苗床

イノベーションの担い手(多様な財・サービスの提供、新たな分業関係の形成)

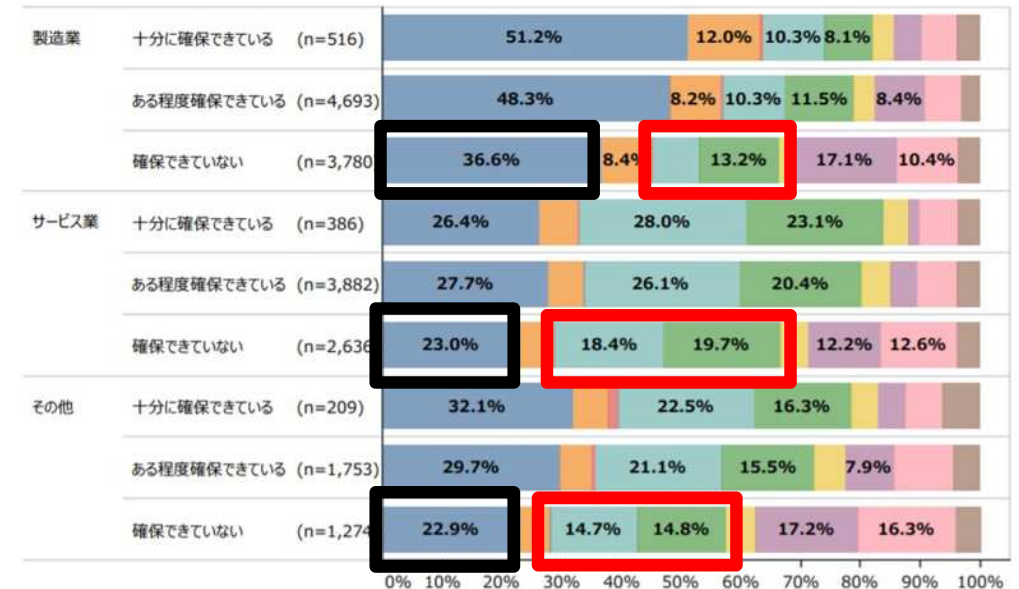
魅力ある就業機会の担い手

地域経済社会発展の担い手

● 企業の資金投入意向と資金確保の状況(右図参照)[3]

- － 『2021年版中小企業白書』によると、企業が今後3年間で資金を投じたい分野として「新規雇用の拡大」と「従業員の賃金の引き上げ」の合計は上位に位置する。
- － また、「国内の設備・施設等への投資の増加」も資金を投じたい分野として上位である。
- － 業種によって異なるが、そのための資金確保ができていない企業の割合は少なくない。

資金を投じるための利益や余剰金の確保状況別に見た、今後3年間で最も資金を投じたい分野



今後3年間で最も資金を投じたい分野

- 国内の設備・施設等への投資の増加
- 国内の研究開発投資の増加
- 海外への投資の増加
- 新規雇用の拡大
- 従業員の賃金の引き上げ
- 災害や感染症への対策
- 有利子負債の削減
- 現預金の増加
- その他

(出所) [1]令和2年12月21日第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)

(<https://www.chisou.go.jp/sousei/info/pdf/r02-12-21-senryaku2020.pdf>)

[2]中小企業庁『2019年版中小企業白書』

(https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2019/PDF/2019_pdf_mokujityuu.htm)

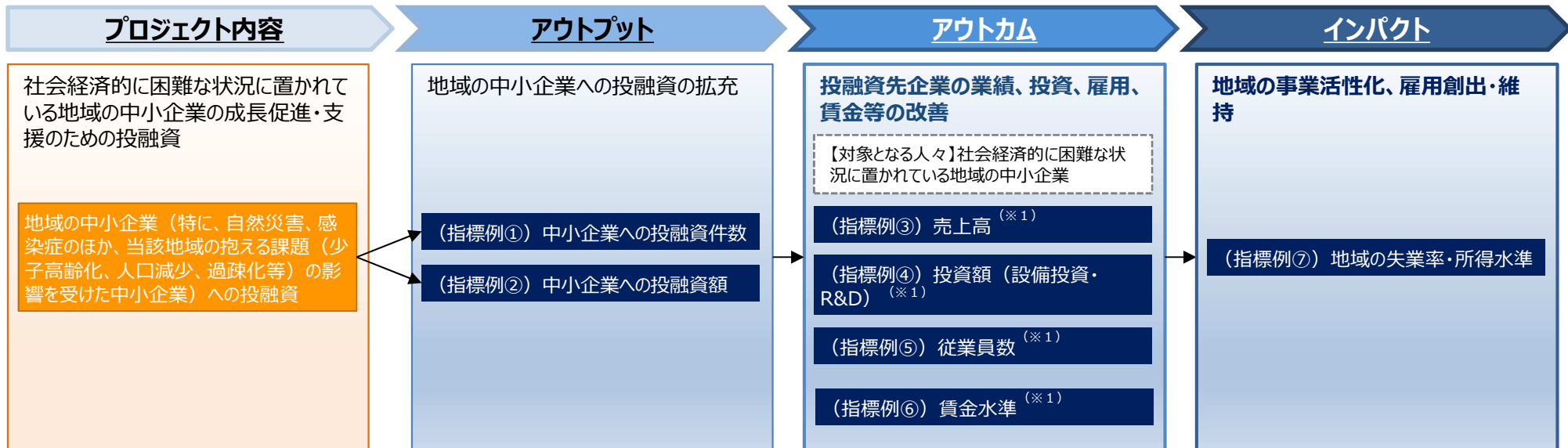
[3]中小企業庁『2021年版中小企業白書』

(<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2021/PDF/chusho.html>)

インパクトに至る過程及び指標等の例

地域の就労支援・雇用創出支援、地域の中小企業の成長促進・支援のための投融資

社会的課題	地方創生・地域活性化
社会的な目標	社会経済的に困難な状況に置かれている地域の中小企業の成長促進・支援のための投融資により、地域の事業活性化、雇用創出・維持、ひいては地方創生・地域活性化に貢献する。



アウトプット・アウトカム・インパクトの算定方法（例）

※1 投融資先企業の財務諸表、投融資先企業からの報告やアンケートにより改善状況を把握する。

【環境・社会に対して付随的にネガティブな効果をもたらすおそれのある環境・社会的リスク例】

- ・ 将来的な債務支払が見込まれず成長が期待できない事業を延命させることとなり、新規の事業や地域産業への投資が抑制される可能性
- ・ 投融資先企業の新規設備等を含めた操業活発化に伴う環境負荷の増加（例：エネルギー使用量やGHG排出量）の可能性

ソーシャルプロジェクト例

地域の就労支援・雇用創出支援、地域の中小企業の成長促進・支援のための投融資

ソーシャル プロジェクト	社会的な目標 ^(注1)		社会経済的に困難な状況に置かれている地域の中小企業の成長促進・支援のための投融資により、地域の事業活性化、雇用創出・維持、ひいては地方創生・地域活性化に貢献する。
	具体的なソーシャルプロジェクトの概要		<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会経済的に困難な状況に置かれている地域の中小企業の成長促進・支援のための投融資 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の中小企業(特に、自然災害、感染症のほか、当該地域の抱える課題(少子高齢化、人口減少、過疎化等)の影響を受けた中小企業)への投融資
	ソーシャル ボンド・ガイ ドラインとの 関係 ^(注2)	事業区分(ICMA 原則)	4.雇用創出 6.社会経済的向上とエンパワーメント
		事業区分の細目 ^(注3)	○地方創生・地域活性化 ●資産、サービス、リソース及び機会への公平なアクセスとコントロール ●所得格差の縮小を含む、市場と社会への公平な参加と統合
		ソーシャルプロジェクト (具体的な資金用途)の例 ^(注3)	○地域の就労支援・雇用創出支援 ○地域の中小企業の成長促進・支援のための投融資
	対象となる人々 ^(注3)	○地理的・社会経済的に困難な状況に置かれている地域の企業・住民	

(注1)社会的な目標とは、発行体が当該ソーシャルボンドを通じて実現しようとする社会面でのメリットであり、ソーシャルプロジェクトが目指す最終的な社会的な効果

(注2)ソーシャルボンドガイドラインの付属書1では、ソーシャルプロジェクトの「事業区分」及び各「事業区分」に対応する事業の細目の例、付属書2ではソーシャルボンドの具体的な資金用途の例を示している(あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。)

(注3)●ICMAソーシャルボンド原則の例示 ○ソーシャルボンドガイドラインの追加例示等

想定される我が国の社会的課題：地方創生・地域活性化

地域の生活インフラ・サービスの向上（地理的条件不利地域におけるICT環境の整備等）

■ 想定される我が国の社会的課題の状況

- 総務省によれば、日本全体における固定系超高速ブロードバンドの整備状況（世帯カバー率）は、2020年3月末時点で99.1%（未整備世帯53万世帯）まで整備されている。しかし、県レベルで見ると、東京都（100%）と比較し、離島や山間地等を多く有する地域等で一部整備が遅れている（右図参照）[1]。
- 地理的に条件不利な地域において5G・IoT等の高度な無線環境を着実に整備するため、無線局エントランスまでの光ファイバの設置を推進するなど支援策が講じられている[2]。
- ICT環境の整備により、地方における観光や教育、農業などのセクターでのIoT化が進むことで、地方創生に貢献すると考えられるほか、新型コロナウイルス感染症の影響でテレワークが推進される中、地方でのサテライトオフィスの活用などにより地域分散型の活力ある地域社会が実現することも考えられる。
- また、地上の通信技術に加えて、人工衛星・HAPS等を利用した通信技術の活用・開発により、大規模災害等の発生地域における通信を可能とし、人命救助や復旧活動に役立てようとする動きがある。

都道府県別ブロードバンド基盤整備状況（2020年3月末時点）[1]

都道府県名	【令和2年3月末】		
	FTTH 利用可能世帯率(%)	固定系超高速BB 利用可能世帯率(%)	移動系超高速BB 利用可能人口率(%)
北海道	98.3	98.5	99.8
青森県	99.5	99.5	99.8
岩手県	97.3	97.4	99.4
宮城県	99.7	99.8	99.8
秋田県	97.9	99.1	99.7
山形県	99.7	99.9	99.8
福島県	99.2	99.2	99.6
茨城県	99.9	99.9	
栃木県	99.9	99.9	
群馬県	99.9	99.9	
埼玉県	99.9	99.9	
千葉県	100.0	100.0	
東京都	100.0	100.0	99.9
神奈川県	100.0	100.0	99.9
新潟県	99.6	99.9	99.8
富山県	98.5	99.9	99.9
石川県	95.6	99.3	99.8
福井県	97.7	99.9	99.9
山梨県	99.7	99.7	99.9
長野県	99.6	99.7	99.8
岐阜県	98.8	99.6	99.7
静岡県	98.8	99.0	99.9
愛知県	99.9	99.9	99.9
三重県	99.7	99.8	99.8
滋賀県	99.9	99.9	99.9
京都府	99.8	99.9	99.7
大阪府	99.9	100.0	99.9
兵庫県	99.9	99.9	99.7
奈良県	99.4	99.9	99.5
和歌山県	99.8	99.9	99.3
鳥取県	96.2	99.2	99.8
徳島県	93.6	98.5	99.1
香川県	99.7	98.9	99.9
愛媛県	98.2	98.6	99.9
高知県	96.5	97.0	99.4
福岡県	99.0	99.8	99.9
佐賀県	94.5	99.9	99.8
長崎県	92.8	97.0	99.7
熊本県	97.1	97.1	99.7
大分県	95.6	99.6	99.6
宮崎県	93.8	98.4	99.6
鹿児島県	95.1	95.2	99.7
沖縄県	99.3	99.3	99.9
全国	99.1	99.8	99.9

時点更新予定

5G・IoT等の高度無線環境整備のイメージ[2]

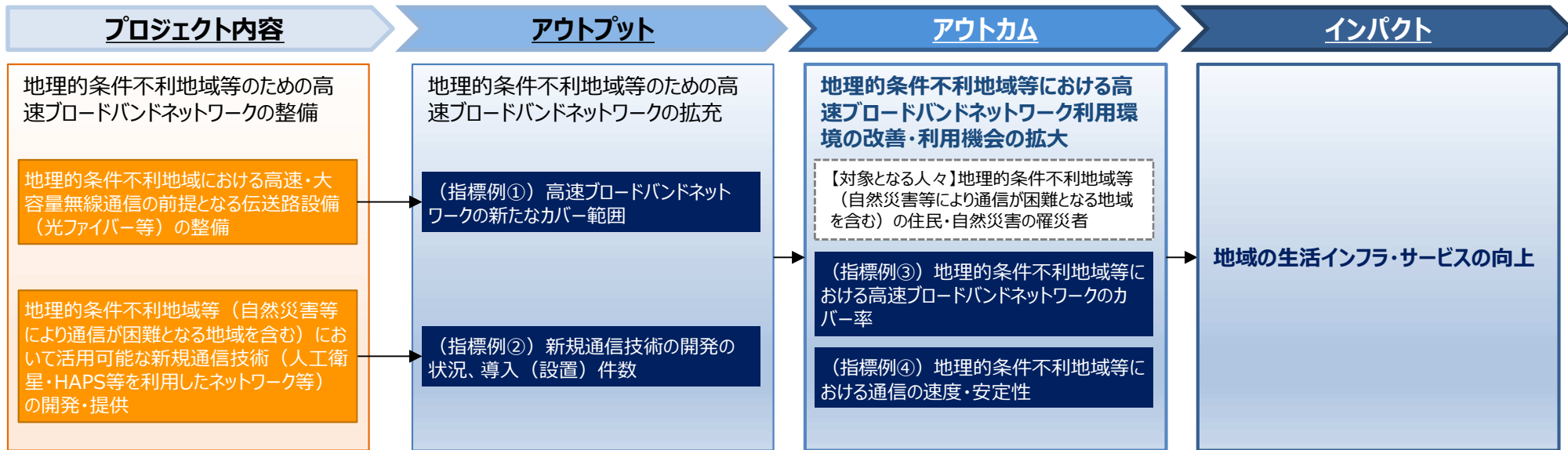


- (出所) [1] 総務省「ブロードバンド基盤の整備状況」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000746063.pdf)
 [2] 総務省「高度無線環境整備推進事業」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000662023.pdf)

インパクトに至る過程及び指標等の例

地域の生活インフラ・サービスの向上（地理的条件不利地域におけるICT環境の整備等）

社会的課題	地方創生・地域活性化
社会的な目標	地理的条件不利地域等のための高速ブロードバンドネットワークの整備により、地域の生活インフラ・サービスの向上、ひいては地方創生・地域活性化に貢献する。



【環境・社会に対して付随的にネガティブな効果をもたらすおそれのある環境・社会的リスク例】

- ・ 高速ブロードバンドネットワーク敷設工事に伴う工事時の騒音発生や、場所によっては生物多様性の損失等の可能性
- ・ 敷設工事時の不十分な安全管理、不十分な設備維持管理による事故発生の可能性

ソーシャルプロジェクトの概要

地域の生活インフラ・サービスの向上(地理的条件不利地域におけるICT環境の整備等)

ソーシャル プロジェクト	社会的な目標 ^(注1)		地理的条件不利地域等のための高速ブロードバンドネットワークの整備により、地域の生活インフラ・サービスの向上、ひいては地方創生・地域活性化に貢献する。
	具体的なソーシャルプロジェクトの概要		<ul style="list-style-type: none"> ■ 地理的条件不利地域等のための高速ブロードバンドネットワークの整備 <ul style="list-style-type: none"> ● 地理的条件不利地域における高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備(光ファイバー等)の整備 ● 地理的条件不利地域等(自然災害等により通信が困難となる地域を含む)において活用可能な新規通信技術(人工衛星・HAPS等を利用したネットワーク等)の開発・提供
	ソーシャル ボンド・ガイ ドラインとの 関係 ^(注2)	事業区分(ICMA 原則)	1.手ごろな価格の基本的インフラ設備 2.必要不可欠なサービスへのアクセス 6.社会経済的向上とエンパワーメント
		事業区分の細目 ^(注3)	○ICTインフラ ○ICT ○地方創生・地域活性化 ●資産、サービス、リソース及び機会への公平なアクセスとコントロール ●所得格差の縮小を含む、市場と社会への公平な参加と統合
		ソーシャルプロジェクト (具体的な資金用途)の例 ^(注3)	○地域の生活インフラ・サービスの向上(地理的条件不利地域におけるICT環境の整備等)
	対象となる人々 ^(注3)	○地理的・社会経済的に困難な状況に置かれている地域の企業・住民 ●自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ	

(注1)社会的な目標とは、発行体が当該ソーシャルボンドを通じて実現しようとする社会面でのメリットであり、ソーシャルプロジェクトが目指す最終的な社会的な効果

(注2)ソーシャルボンドガイドラインの付属書1では、ソーシャルプロジェクトの「事業区分」及び各「事業区分」に対応する事業の細目の例、付属書2ではソーシャルボンドの具体的な資金用途の例を示している(あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。)

(注3)●ICMAソーシャルボンド原則の例示 ○ソーシャルボンドガイドラインの追加例示等

想定される我が国の社会的課題: 持続可能で強靱な国土(防災・減災対策、インフラ老朽化対策)

防災・減災対策を施した施設の建築、災害時における避難場所・物資の提供、持続可能なまちづくりの推進事業

■ 想定される我が国の社会的課題の状況

- 我が国では、東日本大震災を経験し、防災対策における要配慮者(要介護高齢者、障がい児者、医療的ケア児、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等)に対する措置の重要性が一層高まったところである。避難所環境整備においては、要配慮者への支援も視野に、バリアフリーに対応したトイレ、障がい者用スロープなどの設備の整備に加え、更衣室・授乳室の設置等によるプライバシーの確保や子どもの遊びや学習のためのスペースの確保、障がい者や外国人に配慮した情報提供環境の整備等、良好な生活環境の確保に向けた取組が必要である[1]。食物アレルギー対応食品や育児・介護・医療用品等、要配慮者の利用にも配慮した備蓄や医療・福祉サービスの提供に取り組むことも必要である[1]。さらに、昨今は、避難所の感染症対策も重要となっている。
- 日本政府の「SDGsアクションプラン2021」[2]においては、国土強靱化や防災・減災対策等を重点に置いた社会資本の整備や、医療・福祉・商業等の生活機能の確保、また、高齢者等をはじめとする住民が安心して暮らせるまちづくり等が盛り込まれている。

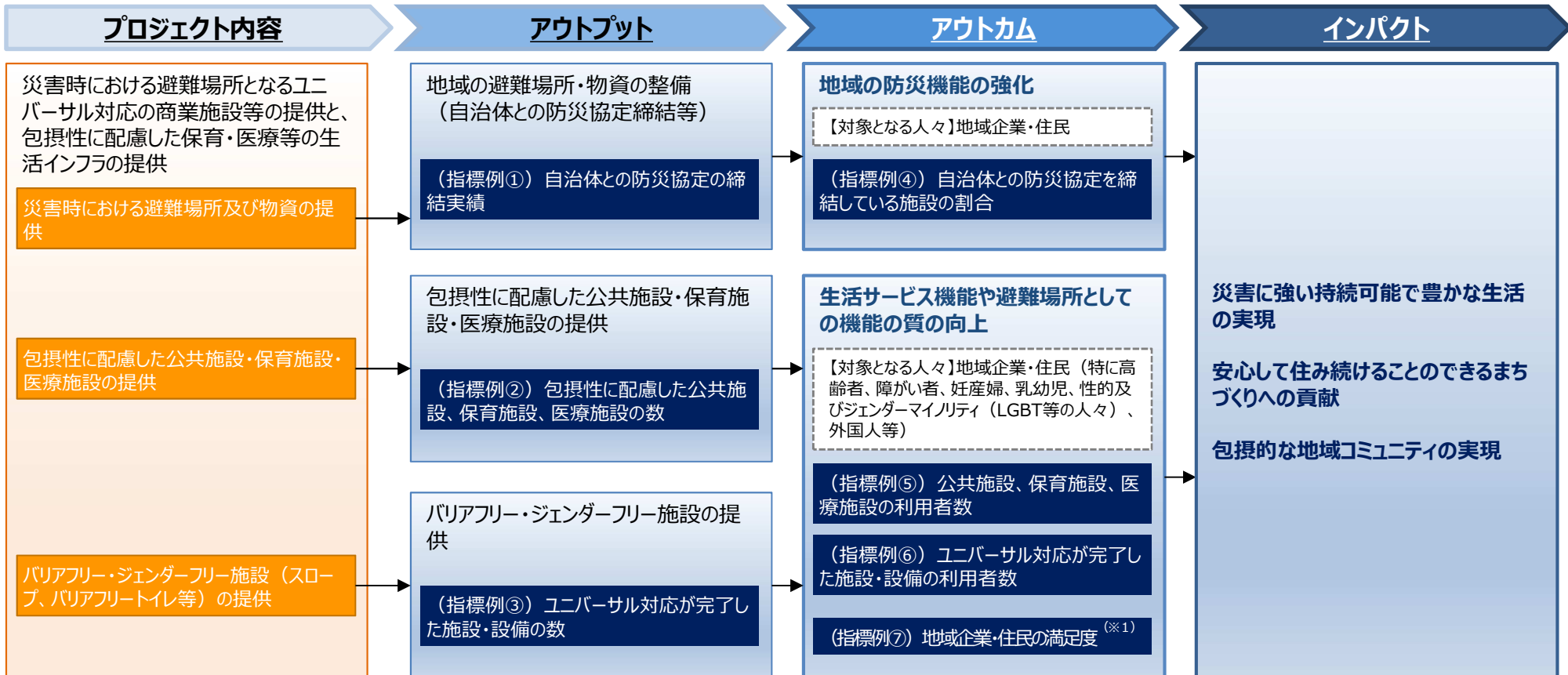
(出所) [1] 内閣府(防災担当)「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(平成28年4月改定)」(<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605kankyokakuho.pdf>)

[2] SDGs推進本部「SDGsアクションプラン2021」(令和2年12月)(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs_Action_Plan_2021.pdf)

インパクトに至る過程及び指標等の例

防災・減災対策を施した施設の建築、災害時における避難場所・物資の提供、持続可能なまちづくりの推進事業

社会的課題	持続可能で強靱な国土(防災・減災対策、インフラ老朽化対策)
社会的な目標	保育・医療施設、商業施設等の地域社会の生活インフラ資産をバリアフリー・ジェンダーフリー等の包摂性に配慮しつつ提供する中で、あらかじめ要配慮者支援が可能な災害時避難場所となるように施設づくりを行うプロジェクトにより、災害に強い持続可能で豊かな生活や安心して住み続けることのできるまちづくりと包摂的な地域コミュニティの実現に貢献する。



【環境・社会に対して付随的にネガティブな効果をもたらすおそれのある環境・社会的リスク例】

- ・ 設備等改修工事による騒音等の可能性
- ・ 物件取得プロセスにおける不本意な立ち退き・移住等の可能性

アウトプット・アウトカム・インパクトの算定方法(例)

※1 公共施設・保育施設・医療施設等の生活インフラ・サービスの機能や避難場所としての機能に対する評価・満足度の把握を目的とした地域企業・住民(施設・設備等の利用者)へのアンケート

ソーシャルプロジェクトの概要

防災・減災対策を施した施設の建築、災害時における避難場所・物資の提供、持続可能なまちづくりの推進事業

ソーシャル プロジェクト	社会的な目標 ^(注1)		保育・医療施設、商業施設等の地域社会の生活インフラ資産をバリアフリー・ジェンダーフリー等の包摂性に配慮しつつ提供する中で、あらかじめ要配慮者支援が可能な災害時避難場所となるように施設づくりを行うプロジェクトにより、災害に強い持続可能で豊かな生活や安心して住み続けることのできるまちづくりと包摂的な地域コミュニティの実現に貢献する。
	具体的なソーシャルプロジェクトの概要		<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時における避難場所となるユニバーサル対応の商業施設等の提供と、保育・医療等の生活インフラの提供 <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における避難場所及び物資の提供 ● 包摂性に配慮した公共施設・保育施設・医療施設の提供 ● バリアフリー・ジェンダーフリー施設(スロープ、バリアフリートイレ等)の提供
	事業区分(ICMA 原則)		<ol style="list-style-type: none"> 1.手ごろな価格の基本的インフラ設備 2.必要不可欠なサービスへのアクセス 6.社会経済的向上とエンパワーメント
	事業区分の細目 ^(注3)		<ul style="list-style-type: none"> ○防災・減災対策 ●健康 ●健康管理 ○子育て支援 ●資産、サービス、リソース及び機会への公平なアクセスとコントロール ●所得格差の縮小を含む、市場と社会への公平な参加と統合 ○バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進
	ソーシャルプロジェクト(具体的な資金用途)の例 ^(注3)		<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における避難場所・物資の提供 ○持続可能なまちづくりの推進事業
対象となる人々 ^(注3)		<ul style="list-style-type: none"> ○地域企業・住民 ●自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ ●障がい者 ●女性(○特に妊婦等) ○乳幼児連れの人々 ●性的及びジェンダーマイノリティ(○LGBT等の人々) ●高齢者 ○外国人 	

(注1)社会的な目標とは、発行体が当該ソーシャルボンドを通じて実現しようとする社会面でのメリットであり、ソーシャルプロジェクトが目指す最終的な社会的な効果

(注2)ソーシャルボンドガイドラインの付属書1では、ソーシャルプロジェクトの「事業区分」及び各「事業区分」に対応する事業の細目の例、付属書2ではソーシャルボンドの具体的な資金用途の例を示している(あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。)

(注3)●ICMAソーシャルボンド原則の例示 ○ソーシャルボンドガイドラインの追加例示等

想定される我が国の社会的課題:住宅確保要配慮者向けの住居支援

住宅確保要配慮者向けの手ごろで一定の質が確保された住宅の建築・改築・改修

■ 想定される我が国の社会的課題の状況

- 我が国では、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方が今後も増加する見込みである[1]。住宅確保要配慮者には、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している子育て家庭、外国人などが含まれるが、対象者が多く、日常的に接する機会が多い高齢者に対する住宅提供の推進は、不動産業界では、最優先の課題の一つと認識されている[2]。
- しかし、住宅確保要配慮者への住宅としての公営住宅の管理戸数は減少傾向にあり、今後、加速化する人口減少や厳しい行財政事情のもと、大幅な増加は見込めない状況である。一方、民間賃貸住宅は、空き家・空き室が増加しており、防災・防犯、衛生、景観、地域活性化等の観点から、その利活用等が求められている[3]。
- 我が国では、空き家・空き室を活用し、住宅セーフティネット機能を強化するため、新たな住宅セーフティネット制度(※)が2017年より施行された[1]。

【※新たな住宅セーフティネット制度】

新たな住宅セーフティネット制度は、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援、の3つの柱からなる[1]。

(出所) [1] 国土交通省 パンフレット「民間住宅を活用した新たな住宅セーフティネット制度をご活用ください」(<https://www.mlit.go.jp/common/001349874.pdf>)

[2] 公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会・公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会「住宅確保要配慮者等のための居住支援に関する調査研究 報告書」(平成31年3月)

(https://www.zentaku.or.jp/cms/wp-content/themes/zentaku2020/assets/pdf/research/report/research_project/archive2018/housing-support.pdf)

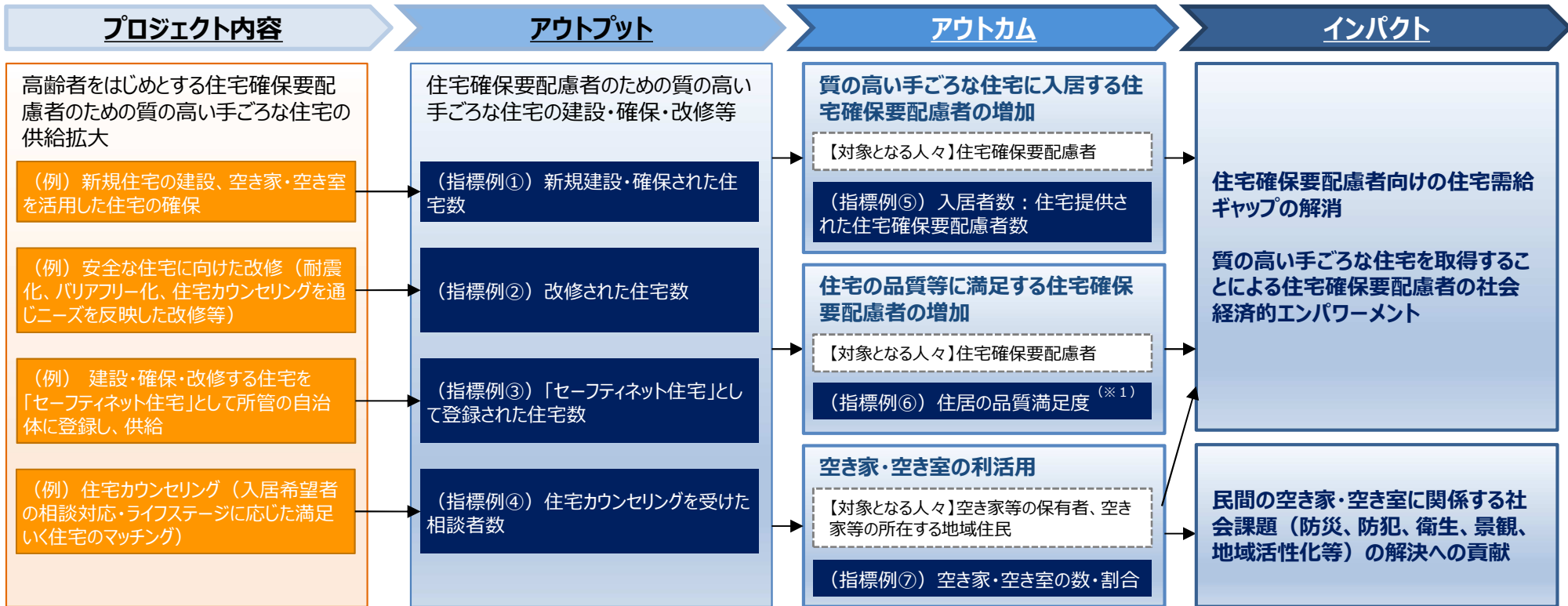
[3] 泉水 健宏「住宅セーフティネットの現状と課題—新しい住宅セーフティネット制度を中心とした状況—」、『立法と調査』、2018. 9 No. 404

(https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2018pdf/20180907084.pdf)

インパクトに至る過程及び指標等の例

住宅確保要配慮者向けの手ごろで一定の質が確保された住宅の建築・改築・改修

社会的課題	住宅確保要配慮者向けの住居支援
社会的な目標	住宅確保要配慮者に手ごろで一定の質が確保された住宅供給を行うこと等により、住宅確保要配慮者が手ごろで良質な住居を取得することによる社会経済的エンパワーメントに貢献する。また、これに民間の空き家・空き室を活用した場合、空き家・空き室に関する社会課題（防災、防犯、衛生、景観、地域活性化等）の解決にも貢献する。



【環境・社会に対して付随的にネガティブな効果をもたらすおそれのある環境・社会的リスク例】

- ・ 取得物件が古い建築物でアスベスト・鉛等の有害物質を含む場合に、改修工事や再利用における環境負荷の発生可能性
- ・ 建物の建設・改修において適切な環境配慮（省エネ・ゼロエネルギー設計等）が行われない場合に環境負荷（GHG排出量等）が増大する可能性
- ・ 住居や設備等の建設・改修工事による騒音等の環境負荷の発生可能性
- ・ 物件取得プロセスにおける不本意な立ち退き・移住等の可能性

アウトプット・アウトカム・インパクトの算定方法（例）

※1 住宅の品質満足度は対象となる人々に対するアンケート（ベースラインとなる満足度との比較等で評価）

ソーシャルプロジェクトの概要

住宅確保要配慮者向けの手ごろで一定の質が確保された住宅の建築・改築・改修

ソーシャル プロジェクト	社会的な目標 ^(注1)		住宅確保要配慮者へ手ごろで一定の質が確保された住宅供給を行うこと等により、住宅確保要配慮者が手ごろで良質な住居を取得することによる社会経済的エンパワーメントに貢献する。また、これに民間の空き家・空き室を活用した場合、空き家・空き室に関する社会課題(防災、防犯、衛生、景観、地域活性化等)の解決にも貢献する。
	具体的なソーシャルプロジェクトの概要		<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者のための住宅の供給拡大 <ul style="list-style-type: none"> ● 新規住宅の建設、空き家・空き室を活用した住宅の確保 ● 安全な住宅に向けた改修(耐震、バリアフリー化、住宅コンサルティングを通じニーズを反映した改修等) ● 上記で建設・確保・改修する住宅を「セーフティネット住宅」として所管の自治体に登録し、供給 ● 住宅コンサルティング(入居希望者の相談対応・ライフステージに応じた満足いく住宅のマッチング)
	事業区分(ICMA 原則)		3.手ごろな価格の住宅
	事業区分の細目 ^(注3)		—
	ソーシャル プロジェクト (具体的な資金使途) ^(注3)	ソーシャルプロジェクト (具体的な資金使途) ^(注3) の例 との関係 ^(注2)	○住宅確保要配慮者向けの手ごろで一定の質が確保された住宅の建築・改築・改修 (○低所得者等向けの質の高い手ごろな価格の住宅の建築・改築・改修)
	対象となる人々 ^(注3)	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者 ● 障がい者 ● 自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ ○ 低所得者 ○ 子どもを養育する子育て家庭 ○ 外国人 	

(注1)社会的な目標とは、発行体が当該ソーシャルボンドを通じて実現しようとする社会面でのメリットであり、ソーシャルプロジェクトが目指す最終的な社会的な効果

(注2)ソーシャルボンドガイドラインの付属書1では、ソーシャルプロジェクトの「事業区分」及び各「事業区分」に対応する事業の細目の例、付属書2ではソーシャルボンドの具体的な資金使途の例を示している(あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。)

(注3)●ICMAソーシャルボンド原則の例示 ○ソーシャルボンドガイドラインの追加例示等

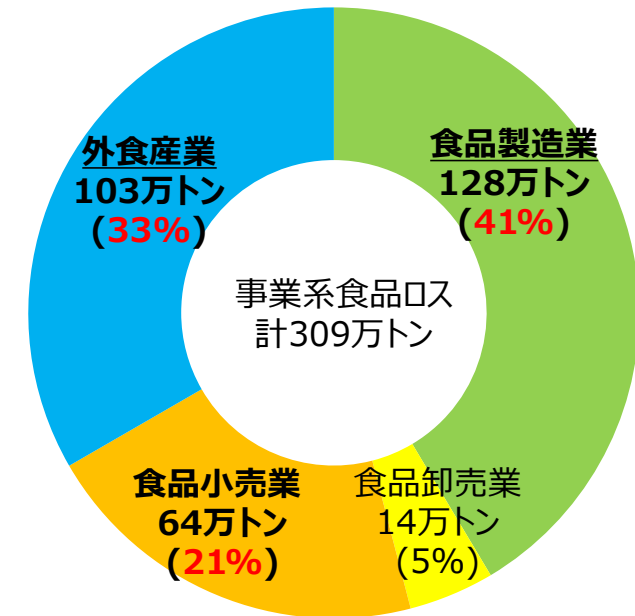
想定される我が国の社会的課題：食品廃棄物・食品ロスの削減とリサイクル／国際協力(発展途上国の食料安全保障と栄養改善の達成)

食料の生産から流通までの過程(サプライチェーン)での食品ロス・廃棄問題への取組に係るプロジェクト

■ 想定される我が国の社会的課題の状況

- 世界では10人に1人が飢えに苦しむ[1]。一方で、世界の食料生産量の3分の1が毎年廃棄されている[2]。我が国では、食品廃棄物等(食品由来の廃棄物等)のうち、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品(食品ロス)の量は約570万トン[3][4]と、2020年に国連WFP(世界食糧計画)が飢餓に苦しむ人々に行った食料支援量(420万トン)の1.4倍である[5]。食品ロスの半分以上(54%)の309万トンが食品関連事業者から発生する事業系食品ロスであり、食品製造業(41%)と外食産業(33%)からの排出が大部分を占めている(右図)[4]。
- SDGsのゴール12「つくる責任つかう責任」では、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させることがターゲットに掲げられている。我が国でも「食品リサイクル法」の令和元年7月基本方針で、事業系食品ロスを2000年度比で2030年度までに半減させる目標が設定された[3]。
- 一方で、途上国では、食料が生産の段階や収穫の後に廃棄される「ポストハーベスト・ロス」が問題になっている。これは、農家の保存設備が不十分であったり、収穫物を市場に届けるための輸送手段がないことなどが主な原因で起きている[6]。
- 食品ロスは、生産・加工・流通・小売・消費のサプライチェーンの各段階で発生している。
- 食品リサイクル法では、食品製造等で生じる加工残さや、食品の流通・消費過程等で生じる売れ残りや食べ残し等の「発生抑制」を行い、発生した食品廃棄物等については、飼料や肥料として「再生利用」に取り組むことで、廃棄処分を減らすとともに、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指している[7]。

事業系食品ロス(可食部)の業種別内訳



(出所) [1] UNICEF 「The State of Food Security and Nutrition in the World 2021」 (<https://data.unicef.org/resources/sofi-2021/>)

[2] FAO 「GLOBAL FOOD LOSSES AND FOOD WASTE」 (<https://www.fao.org/3/mb060e/mb060e00.htm>)

[3] 環境省「我が国の食品ロスの発生量の推計値(令和元年度)の公表について」2021年11月30日 (<http://www.env.go.jp/press/110247.html>)

[4] 農林水産省「食品ロス量が前年度より30万トン減少しました～食品ロス量(令和元年度推計値)を公表～」2021年11月30日 (<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/recycle/211130.html>)

[5] WFP「概要」(<https://ja.wfp.org/overview>)

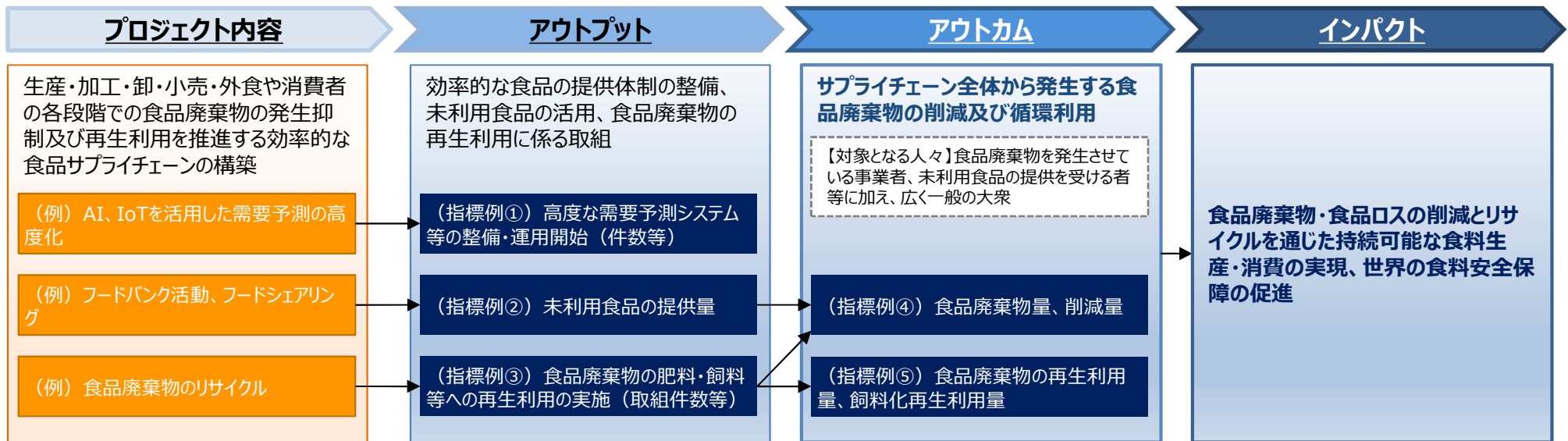
[6] WFP「食品ロスと飢餓～食の不均衡」について考える～」(<https://ja.wfp.org/stories/shipinrosutojie-shinobujunheng-nitsuitekaoueru>)

[7] 農林水産省「食品リサイクル法における発生抑制」(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/hassei_yokusei.html)

インパクトに至る過程及び指標等の例

食料の生産から流通までの過程（サプライチェーン）での食品ロス・廃棄問題への取組に係るプロジェクト

社会的課題	持続可能な生産・消費の促進、食品廃棄物・食品ロスの削減とリサイクル／国際協力（発展途上国の食料安全保障と栄養改善の達成）
社会的な目標	生産・加工・卸・小売・外食や消費の各段階での食品廃棄物の発生抑制及び再生利用を推進する効率的な食品サプライチェーンの構築（食品ロス削減に向けた需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整、需要に見合った販売、賞味期限表示の大括り化・賞味期限の延長・納品期限の緩和等の商慣習の見直し、フードバンク活動、フードシェアリングの推進、消費者の意識醸成、リサイクルの推進等）により、持続可能な食料生産・消費の実現、世界の食料安全保障の促進に貢献する。



【環境・社会に対して付随的にネガティブな効果をもたらすおそれのある環境・社会的リスク例】[1]

- ・ 需要予測の精度が低い場合、消費者への食品の供給が滞る事態の発生や、過剰供給が生じる可能性。
- ・ リサイクルを実施する場合、リサイクル方法が非効率であった場合に、ライフサイクル全体で見た環境負荷が増大する可能性（例：GHG排出量が著しく増大してしまう等）
- ・ リサイクルが困難な食品廃棄物やリサイクルの結果生じた残渣（污泥等）等の廃棄物処理を実施する場合、廃棄物処理が不適切であった場合に、排ガスによる大気汚染、廃水による水質汚濁、悪臭・公衆衛生への悪影響が生じる可能性

[1] 環境省「グリーンボンドガイドライングリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2020年版」を参照

ソーシャルプロジェクトの概要

食料の生産から流通までの過程(サプライチェーン)での食品ロス・廃棄問題への取組に係るプロジェクト

ソーシャル プロジェクト	社会的な目標 ^(注1)		生産・加工・卸・小売・外食や消費の各段階での食品廃棄物の発生抑制及び再生利用を推進する効率的な食品サプライチェーンの構築(食品ロス削減に向けた需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整、需要に見合った販売、賞味期限表示の大括り化・賞味期限の延長・納品期限の緩和等の商慣習の見直し、フードバンク活動、フードシェアリングの推進、消費者の意識醸成、リサイクルの推進等)により、持続可能な食料生産・消費の実現、世界の食料安全保障の促進に貢献する。
	具体的なソーシャルプロジェクトの概要		<ul style="list-style-type: none"> ■ 生産・加工・卸・小売・外食や消費者の各段階での食品廃棄物の発生抑制及び再生利用を推進する効率的な食品サプライチェーンの構築 ● (例) AI、IoTを活用した需要予測の高度化等 ● (例) フードバンク活動、フードシェアリング ● (例) 食品廃棄物のリサイクル
	ソーシャル ボンド・ガイ ドラインとの 関係 ^(注2)	事業区分(ICMA原則)	5.食料の安全保障と持続可能な食料システム
		事業区分の細目 ^(注3)	<ul style="list-style-type: none"> ● フードロスと廃棄物の削減 ○ 先端技術を活用した食料システムの向上
ソーシャルプロジェクト (具体的な資金使途)の例 ^(注3)		○ 食料の生産から流通までの過程(サプライチェーン)での食品ロス・廃棄問題への取組に係るプロジェクト	
	対象となる人々 ^(注3)	<ul style="list-style-type: none"> ● 貧困ライン以下で暮らしている人々 ● 自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ ○ 小規模な生産者・サプライヤー 等を含む食品ロスを発生させている事業者、未利用食品の提供を受ける者に加え、広く一般の大衆	

(注1) 社会的な目標とは、発行体が当該ソーシャルボンドを通じて実現しようとする社会面でのメリットであり、ソーシャルプロジェクトが目指す最終的な社会的な効果

(注2) ソーシャルボンドガイドラインの付属書1では、ソーシャルプロジェクトの「事業区分」及び各「事業区分」に対応する事業の細目の例、付属書2ではソーシャルボンドの具体的な資金使途の例を示している(あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。)

(注3) ●ICMAソーシャルボンド原則の例示 ○ソーシャルボンドガイドラインの追加例示等

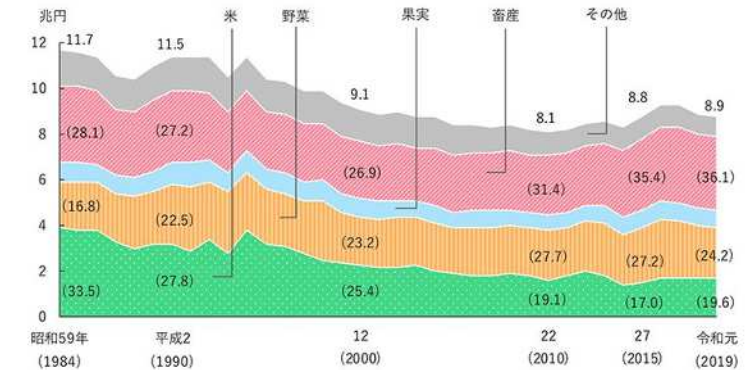
想定される我が国の社会的課題：持続可能な生産・消費の促進

持続可能な生産や農業慣行に関する指導/アドバイスや支援プログラムの提供

■ 想定される我が国の社会的課題の状況

- 2020年、日本の農業経営体数は107万6千経営体となり、5年前と比べて21.9%減少している。また、基幹的農業従事者数は136万3千人と10年前に比べて33.6%減少し、高齢化も進んでいる[1]。
- 日本の農業総産出額(右上図)は長期的に減少していたが、近年はおおむね横ばいで推移している。
- 一方、1経営体当たりの農業経営収支(右下図)を見ると、農業粗収益は2017年以降横ばいで推移し、2019年は前年に比べ0.9%増加の892万円となっていた一方で、農業所得は、農業経営費が増加したことにより、前年に比べ1.7%減少の194万1千円となっている。
- 労働力不足が深刻化する日本の農業においては、農業生産基盤整備や先端技術の活用などにより生産性の向上を引き続き図る必要があり、労働力投入以外の要素での取組が重要になってきている。
- こうした技術支援等により農業の生産性の向上等を進め、農業経営の底上げを図ることが必要である。

図表 2-1-1 農業総産出額



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注：1) その他は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工藝農作物、その他作物、加工農産物の合計
2) ()内は、産出額に占める割合(%)

図表 2-1-4 1 農業経営体当たりの農業経営収支



資料：農林水産省「農業経営統計調査 令和元年農業経営体の経営収支(概数値)」(令和3(2021)年2月公表)

注：1) 平成25(2013)年から平成30(2018)年までの数値は、「農業経営統計調査 経営形態別経営統計(個別経営)」及び「農業経営統計調査 経営形態別経営統計(組織法人経営)」の集計結果から推計した数値

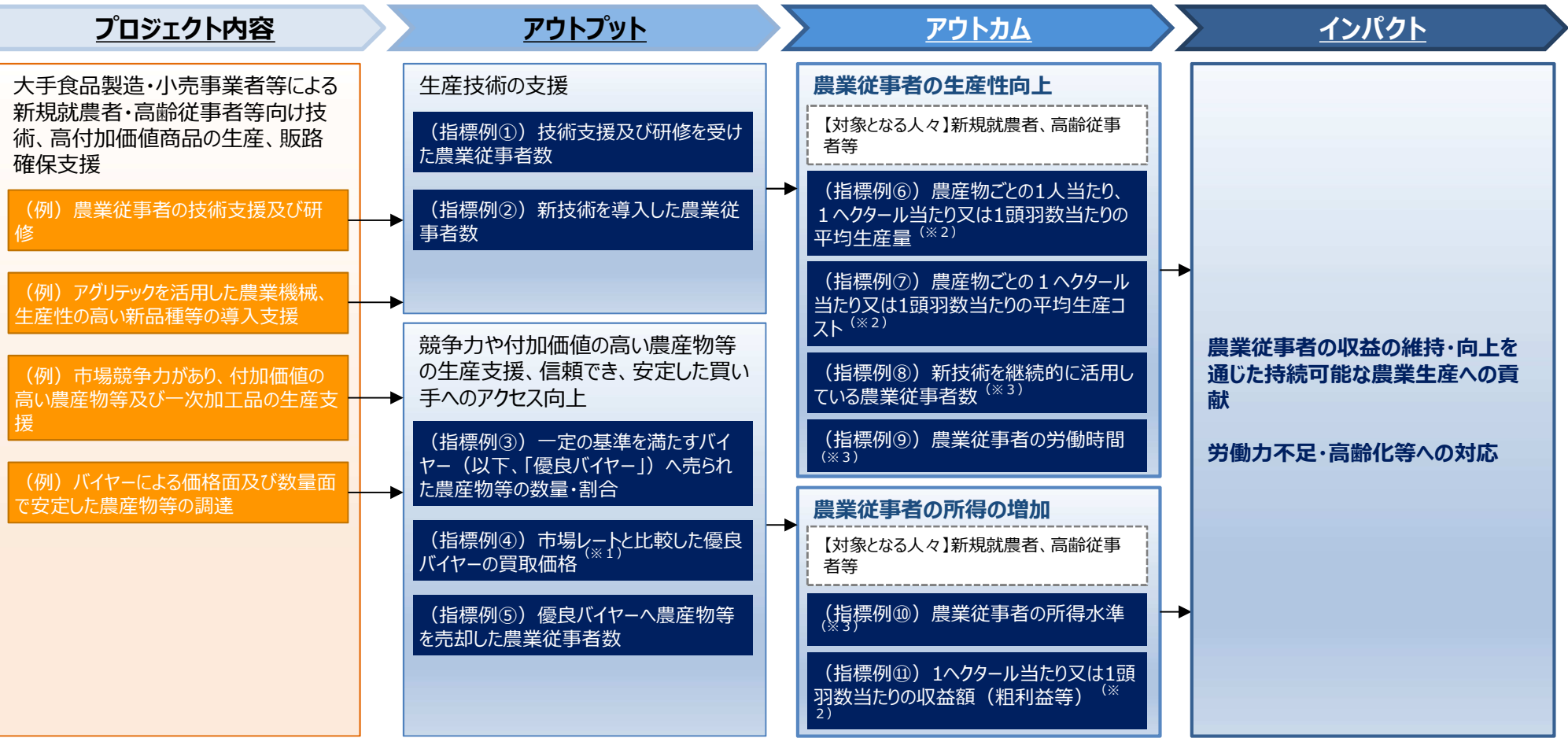
2) 令和元(2019)年の数値は、「農業経営統計調査 令和元年農業経営体の経営収支(概数値)」の営農類型別経営統計(全農業経営体)の数値を基に、1)と同一基準で試算した結果(旧基準)

(出所) [1] 農林水産省(令和3年5月25日公表)「令和2年度 食料・農業・農村白書」(https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/r2/r2_h/trend/part1/chap3/c3_1_00.html)

インパクトに至る過程及び指標等の例

持続可能な生産や農業慣行に関する指導/アドバイスや支援プログラムの提供

社会的課題	持続可能な生産・消費の促進
社会的な目標	経営面の不安が相対的に多い新規就農者や高齢従事者向け技術支援、高付加価値商品の生産、販路確保支援を行うことにより、農業従事者の収益の維持・向上を通じた持続可能な農業生産、労働力不足・高齢化等への対応に貢献する。



【環境・社会に対して付随的にネガティブな効果をもたらすおそれのある環境・社会的リスク例】

- 生産物購入支援の場合、購入側のプレーヤー数によっては、購入側の寡占化が進み、農業従事者側の価格決定権が弱体化する可能性

アウトプット・アウトカム・インパクトの算定方法（例）

- ※1 優良バイヤーの買取価格と当該農産物等のベンチマークとなる市場価格との差分の比率を算定
- ※2 対象となる人々の生産量、生産コスト又は収益額を調査の上、1人当たり、1ヘクタール当たり又は1頭羽数当たりの平均値を算定
- ※3 新技術を継続的に活用している農業従事者数、農業従事者の労働時間、農業従事者の所得水準は対象となる人々に対するアンケート

ソーシャルプロジェクトの概要

持続可能な生産や農業慣行に関する指導/アドバイスや支援プログラムの提供

ソーシャル プロジェクト	社会的な目標 ^(注1)		経営面の不安が相対的に多い新規就農者や高齢従事者向け技術支援、高付加価値商品の生産、販路確保支援を行うことにより、農業従事者の収益の維持・向上を通じた持続可能な農業生産、労働力不足・高齢化等への対応に貢献する。
	具体的なソーシャルプロジェクトの概要		<ul style="list-style-type: none"> ■ 大手食品製造・小売事業者等による新規就農者・高齢従事者等向け技術、高付加価値商品の生産、販路確保支援 <ul style="list-style-type: none"> ● (例) 農業従事者の技術支援及び研修 ● (例) アグリテックを活用した農業機械、生産性の高い新品種等の導入支援 ● (例) 市場競争力があり、付加価値の高い農産物等及び一次加工品の生産支援 ● (例) バイヤーによる価格面及び数量面で安定した農産物等の調達
	ソーシャル ボンド・ガイ ドラインとの 関係 ^(注2)	事業区分(ICMA 原則)	5.食料の安全保障と持続可能な食料システム
		事業区分の細目 ^(注3)	<ul style="list-style-type: none"> ● 回復力ある農業慣行 ● 小規模生産者の生産性向上
ソーシャルプロジェクト (具体的な資金使途)の例 ^(注3)		○ 持続可能な生産や農業慣行に関する指導/アドバイスや支援プログラムの提供	
	対象となる人々 ^(注3)	○ 小規模な生産者・サプライヤー(新規就農者、高齢従事者等)	

(注1) 社会的な目標とは、発行体が当該ソーシャルボンドを通じて実現しようとする社会面でのメリットであり、ソーシャルプロジェクトが目指す最終的な社会的な効果

(注2) ソーシャルボンドガイドラインの付属書1では、ソーシャルプロジェクトの「事業区分」及び各「事業区分」に対応する事業の細目の例、付属書2ではソーシャルボンドの具体的な資金使途の例を示している(あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。)

(注3) ●ICMAソーシャルボンド原則の例示 ○ソーシャルボンドガイドラインの追加例示等

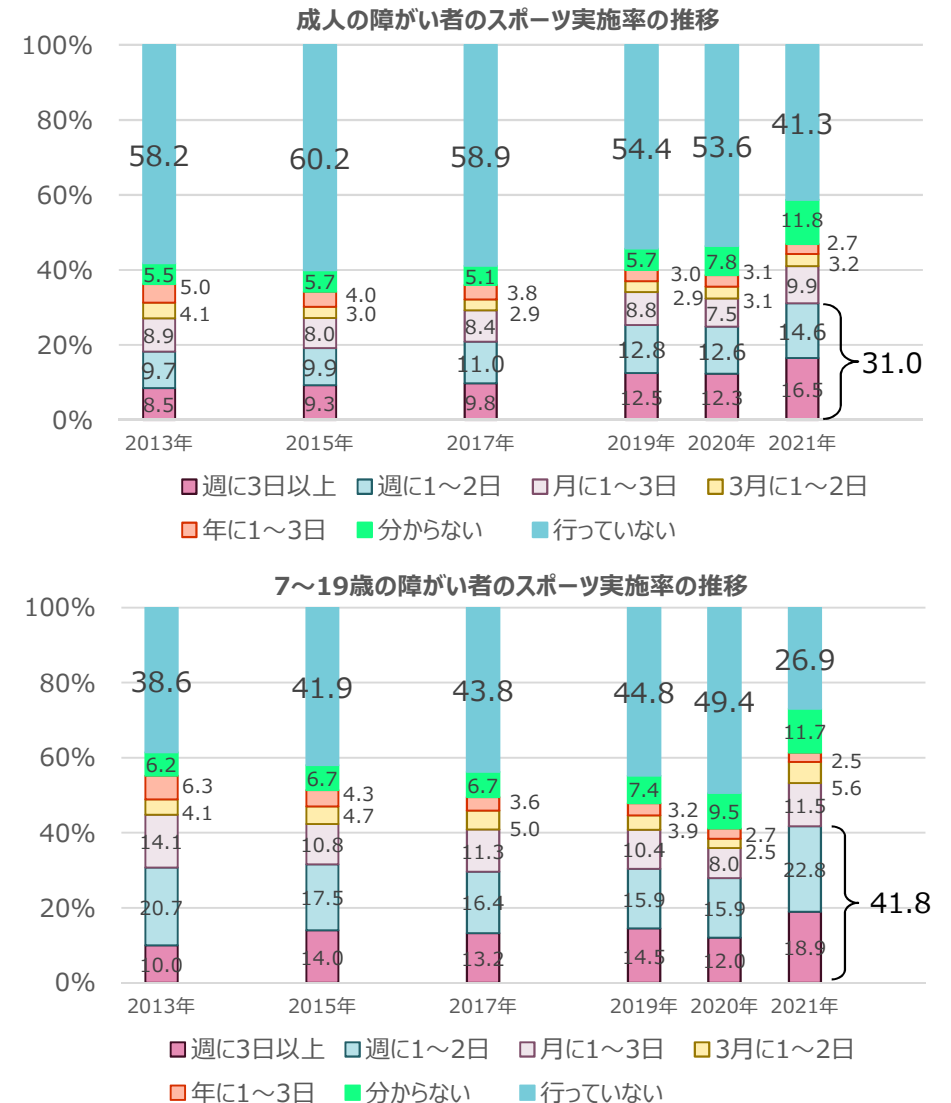
想定される我が国の社会的課題：ダイバーシティの推進、バリアフリーの推進、健康・長寿の達成

障がい者を対象にしたスポーツ・レジャー機会の提供、バリアフリー/ジェンダーフリー施設・設備の整備、ユニバーサル対応の推進、健康増進や病気予防を目的としたプログラムの提供

■ 想定される我が国の社会的課題の状況

- 2021年に東京オリンピック・パラリンピックが開催され、我が国には有形無形のレガシーが存在している。スポーツ基本法において、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利」であるとされており、障がい者も例外ではない。
- 第3期スポーツ基本計画(令和4年3月)[1]では、「障害者がスポーツを通じて社会参画することができるよう、障害者スポーツの実施環境を整備するとともに、スポーツを実施していない非実施層に対する関心を高めることや障害者スポーツの体験等による一般社会に対する障害者スポーツの理解啓発に取り組むことにより、人々の意識が変わり、共生社会が実現されることを目指す。」とされており、障がい者スポーツを振興するためのプロジェクトは、我が国のダイバーシティの推進に大きく貢献することになる。
- また、スポーツ活動を通じ、障がい者の健康面の向上のみならず、社会参画の促進、生きがいの創出等にもつながり、健康・長寿も含めたウェルビーイングに貢献することも期待される。

(参考)障がい者のスポーツ実施状況[2]

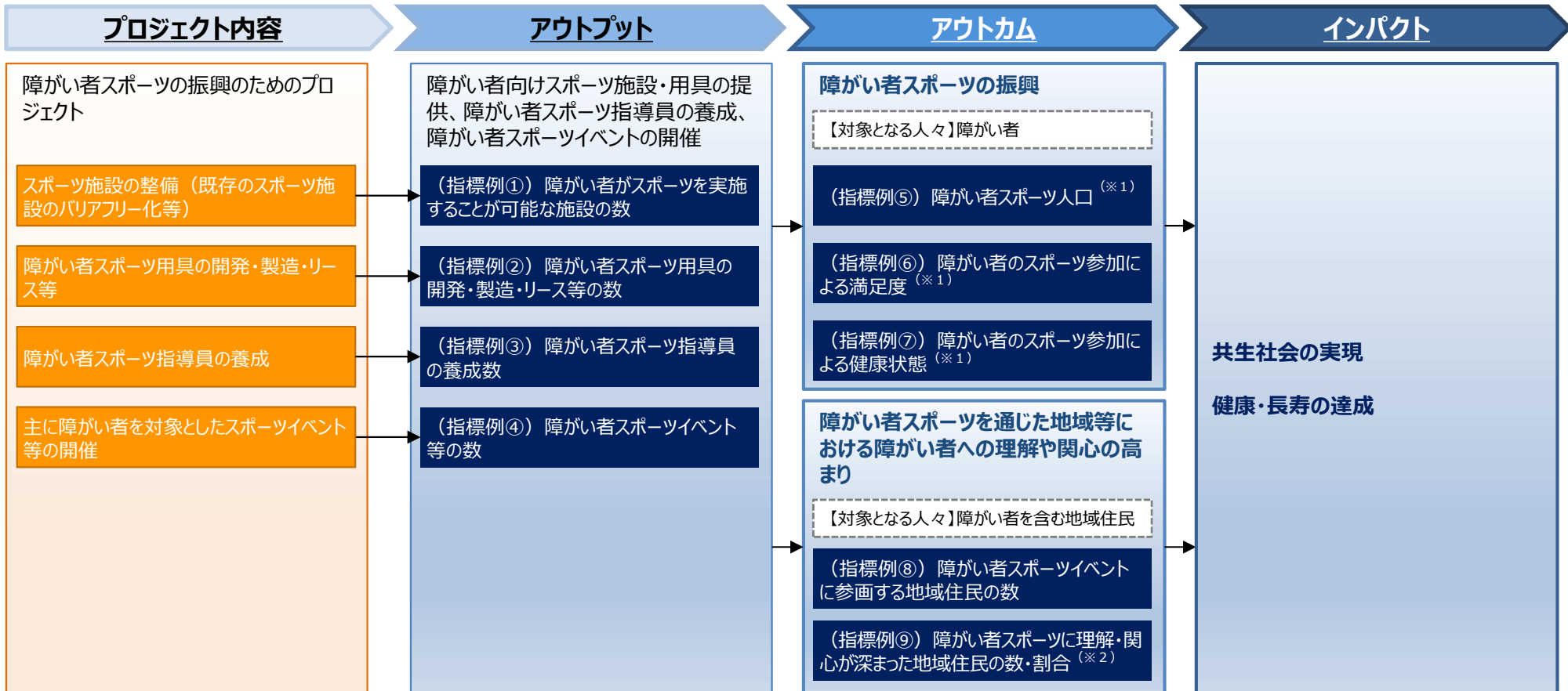


(出所) [1] 文部科学省「スポーツ基本計画」(令和4年3月25日)
(https://www.mext.go.jp/sports/content/000021299_20220316_3.pdf)
[2] 株式会社リベルタス・コンサルティング「障害者スポーツ推進プロジェクト(障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究)」(令和2・3年度スポーツ庁委託調査)よりスポーツ庁作成

インパクトに至る過程及び指標等の例

障がい者を対象にしたスポーツ・レジャー機会の提供、バリアフリー/ジェンダーフリー施設・設備の整備、ユニバーサル対応の推進、健康増進や病気予防を目的としたプログラムの提供

社会的課題	ダイバーシティの推進、バリアフリーの推進、健康・長寿の達成
社会的な目標	障がい者向けスポーツ施設・用具の提供、障がい者スポーツ指導員の養成、障がい者スポーツイベントの開催に係るプロジェクトの実施により、共生社会の実現と健康・長寿の達成に貢献する。



アウトプット・アウトカム・インパクトの算定方法（例）

- ※1 障がい者の運動・スポーツの実施状況や、スポーツ参加による健康状態や満足度の把握を目的とした、障がい者へのアンケート
- ※2 地域住民の障がい者スポーツに対する意識・関心について把握することを目的とした、地域住民（施設等の利用者やイベント参加者）へのアンケート

ソーシャルプロジェクトの概要

障がい者を対象にしたスポーツ・レジャー機会の提供、バリアフリー/ジェンダーフリー施設・設備の整備、ユニバーサル対応の推進、健康増進や病気予防を目的としたプログラムの提供

ソーシャル プロジェクト	社会的な目標 ^(注1)		障がい者向けスポーツ施設・用具の提供、障がい者スポーツ指導員の養成、障がい者スポーツイベントの開催に係るプロジェクトの実施により、共生社会の実現と健康・長寿の達成に貢献する。
	具体的なソーシャルプロジェクトの概要		<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい者スポーツの振興のためのプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ施設の整備(既存のスポーツ施設のバリアフリー化等) ● 障がい者スポーツ用具の開発・製造・リース等 ● 障がい者スポーツ指導員の養成 ● 主に障がい者を対象としたスポーツイベント等の開催
	ソーシャル ボンド・ガイ ドラインとの 関係 ^(注2)	事業区分(ICMA 原則)	2.必要不可欠なサービスへのアクセス 6.社会経済的向上とエンパワーメント
		事業区分の細目 ^(注3)	<ul style="list-style-type: none"> ●健康 ●健康管理 ○ダイバーシティ推進 ○バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進
		ソーシャルプロジェクト (具体的な資金使途)の例 ^(注3)	<ul style="list-style-type: none"> ○健康増進や病気予防を目的としたプログラムの提供 ○バリアフリー/ジェンダーフリー施設・設備の整備 ○ユニバーサル対応の推進 ○障がい者を対象にしたスポーツ・レジャー機会の提供
対象となる人々 ^(注3)		<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者 ○障がい者を含む地域住民 	

(注1)社会的な目標とは、発行体が当該ソーシャルボンドを通じて実現しようとする社会面でのメリットであり、ソーシャルプロジェクトが目指す最終的な社会的な効果

(注2)ソーシャルボンドガイドラインの付属書1では、ソーシャルプロジェクトの「事業区分」及び各「事業区分」に対応する事業の細目の例、付属書2ではソーシャルボンドの具体的な資金使途の例を示している(あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。)

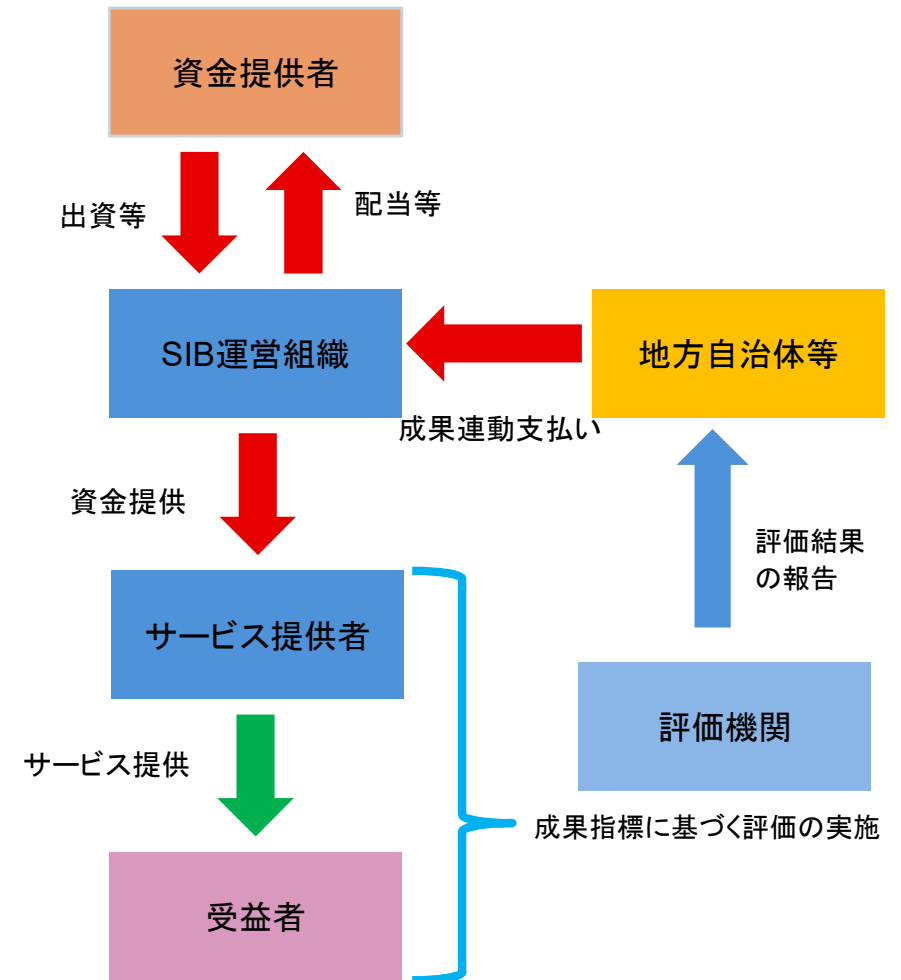
(注3)●ICMAソーシャルボンド原則の例示 ○ソーシャルボンドガイドラインの追加例示等

参考(ソーシャルインパクトボンド(SIB)と成果指標)

【参考】ソーシャルインパクトボンド(SIB)と成果指標

- 成果連動型民間委託契約方式(PFS: Pay For Success)による事業として、政府・地方公共団体等では、以下のような事業を実施している。
 - ✓ 民間事業者に委託等して実施させる事業のうち、
 - ✓ その事業により解決を目指す行政課題に対応した成果指標が設定され、
 - ✓ 政府・地方公共団体等が当該行政課題の解決のためにその事業を民間事業者等に委託等した際に支払う額等が、当該成果指標の改善状況に連動する事業[1]
- PFSの一類型として、ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)があり、SIBでは、PFSによる事業を受託した民間事業者が、当該事業に係る資金調達を金融機関等の資金提供者から行い、その返済等を成果に連動した政府・地方公共団体等からの支払額等に応じて行うものである[1]。
(SIBのスキームの例は右記参照)
- ソーシャルボンドの発行体が、ソーシャルプロジェクトの社会的な効果の開示等にあって設定するソーシャルボンドの指標とはその目的が異なる部分もあるが、上述のとおりPFS/SIBにおいても事業の「成果指標」が設定されることとなる。
- 次ページ以降ではPFS/SIBによる再犯防止分野での学習支援事業の実例とその成果指標等を参考として紹介している。

<SIBのスキームの例>



[1]「内閣府 成果連動型民間委託契約方式(PFS: Pay For Success)とは」
<https://www8.cao.go.jp/pfs/pfstoha.html>を参照して金融庁が作成

出所:「経済産業省 新しい官民連携の仕組み:ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)」を参照して金融庁が作成

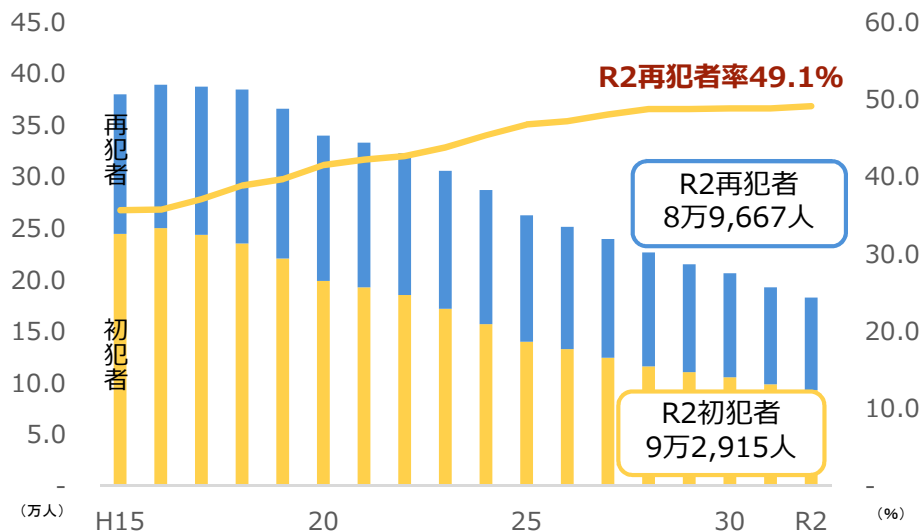
我が国の社会的課題：再犯防止の推進を通じた安全・安心な社会の実現

罪を犯した者が抱える困難に対応した各種の支援等の提供、再犯防止の推進

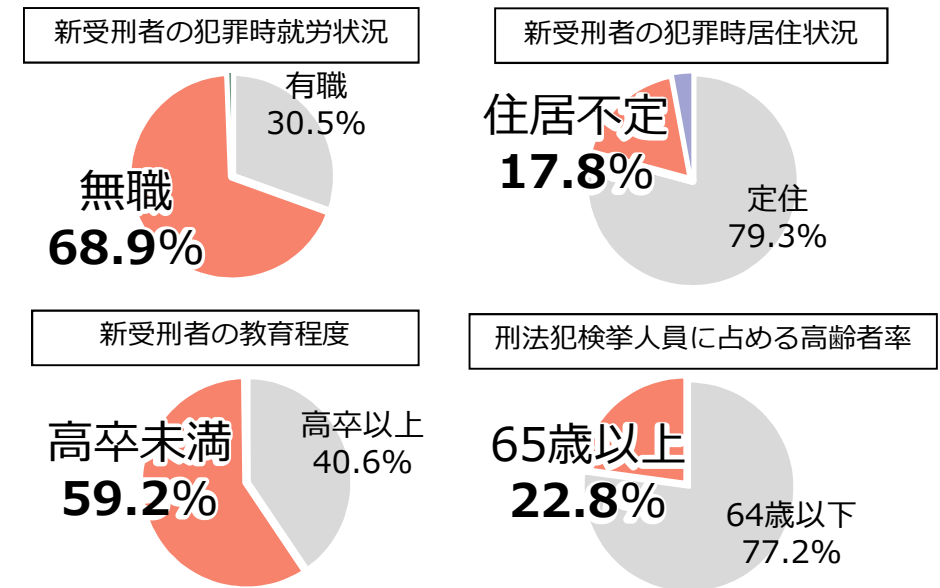
■ 社会的課題の状況

- 我が国では、刑法犯検挙人員の約半数が以前にも犯罪により検挙されたことがある再犯者となっており(図1)、犯罪のない安全・安心な社会の実現のためには、犯罪の繰り返しを防ぐ再犯防止を推進する必要がある。
- 犯罪をした者や非行のある少年(以下「犯罪をした者等」という。)は、貧困、高齢・障害、生育環境の不良など複合的な課題を抱えていることが少なくなく、そのために円滑な社会復帰が困難な状況にある(図2)。
- 犯罪をした者等が再び犯罪をすることを防ぐ(再犯防止)ためには、犯罪をした者等の生活の安定に向けて、生活環境の改善等に向けた指導や支援を実施することが必要であり、国や地方公共団体だけでなく、リソースを有する企業の積極的な関与が望まれる。
- 再犯防止の推進により、犯罪をした者等が社会において孤立し、取り残されることなく、企業を含む国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることにより、新たな犯罪ひいては新たな被害者を生まない安全・安心な社会の実現が図られる。

【図1】刑法犯検挙人員・再犯者率の推移 [1]



【図2】犯罪をした者等の現状 [2] [3]



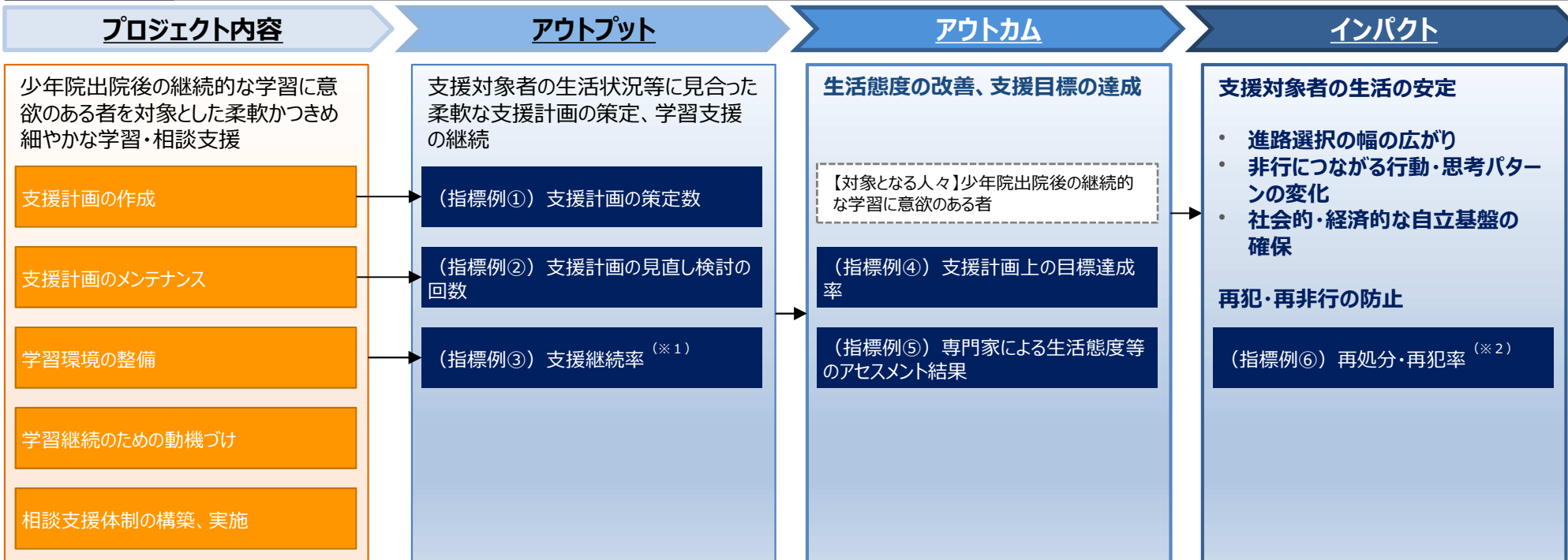
(出所) [1] 令和3年版再犯防止推進白書(https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00009.html)
 [2] 令和2年矯正統計年報(https://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html)
 [3] 令和3年版犯罪白書(https://www.moj.go.jp/housouken/housou_hakusho2.html)

インパクトに至る過程及び指標等の例

罪を犯した者が抱える困難に対応した各種の支援等の提供、再犯防止の推進

■ 再犯防止の推進を通じた安全・安心な社会の実現に関する取組として、法務省が実施しているSIBによる非行少年への学習支援事業における指標等は以下のとおり。

社会的課題	学習支援等による再犯・再非行の防止を通じた安全・安心な社会の実現
社会的な目標	非行少年に対する官民連携による柔軟かつきめ細やかな学習・相談支援により、支援対象者の生活態度を改善しつつ、支援対象者それぞれの支援目標を達成することで、社会を構成する一員としての生活の安定を図り、再犯・再非行の防止を目指す。



アウトプット・アウトカム・インパクトの算定方法 (例)

- ※ 1 支援を実施した期間 / 支援計画における支援期間
- ※ 2 本事業の支援対象者群と比較対照群との再処分・再犯率の比較

(参考) ソーシャル・インパクト・ボンド (SIB)による非行少年への学習支援事業の実施について (https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00065.html)